

決算特別委員会会議録

平成30年9月21日（金）

（開 会） 10：00

（散 会） 16：11

○委員長

ただいまから、平成29年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。昨日に引き続き、第5款 労働費から第9款 消防費について、118ページから138ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています120ページの、農業振興費、青年就農給付金事業の成果と課題及び女性農業者の活躍促進事業の成果と課題について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

まず、青年就農給付金事業についてから質問したいと思いますが、以前から、この農業問題につきましては、一般質問等で何回か質問させていただいております。今の飯塚市の農業の現状とといいますか、問題とといいますか、それは農業者の高齢化、担い手不足による耕作放棄地がふえているというところだと思います。ちらっと見せていただきましたけど、青年就農給付金事業というのは、新規に農業に携わろうという人に対しての補助金だということであります。それで、この内容、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○農林振興課長

それでは、青年就農給付金事業についてご説明させていただきます。この事業につきましては、国の10割補助の事業といたしまして、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就業者に対しまして給付をするものでございます。就農に向けて、農業大学校や先進農家等において研修を受けます就農希望者に対して、最長2年間、年間で150万円を県が主体となり給付する準備型の事業と営農開始直後の新規就業者に対しまして、経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を市が主体となり給付をいたします経営開始型の事業でございます。準備型、経営開始型の事業ともに就農時の年齢が原則45歳未満であり、次代を担う農業者になることについて強い意志を有していることが要件となっております。また、市が給付主体となります経営開始型の事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づきます青年等就農計画を作成していただきまして、認定を受けることが要件の一つとなっております。

○城丸委員

準備から実際に農業を開始するということまで、5年間というところで、これを全部受けたら900万円ぐらいもらえるね。300万円については県のほうで学校に行く支援とか、そういうのをやって、実際に始まったら5年間で、1年間で150万円、600万円、全部で900万円、大きなお金ですよ。それで、具体的に29年度にどれだけ実績件数がありますか、教えてください。

○農林振興課長

平成29年度の給付につきましては、件数で申しますと11件でございます。全てが営農開始直後の新規就業者に対する経営開始型の給付となっております。次に、給付額につきましてですけれども、11件全てが限度額でございます150万円の給付を受けておりますので、総額で申しますと1650万円の給付額となっております。

○城丸委員

新規に農業に入られた方が11件ということで、非常にこれは多い数字じゃないかというふうに思います。ただ、農業と言ってもいろいろあります。米作から園芸関係からいろいろありますけど、11件、どういう農業形態にお入りになっているんでしょうか。

○農林振興課長

平成29年度の給付対象であります11名の新規就農者の就農形態につきましては、イチジク、ブドウなどの果樹が2名、路地野菜が4名、イチゴ、フキ等の施設野菜が3名、水稲と野菜の複合が2名という状況になっております。

○城丸委員

そうですね、先ほどちょっと耕作放棄地がふえているということで言いましたけど、米作だけでやろうとすれば、採算がとれるのは10ヘクタールとかそういうことを言われてますんで、米作だけでするのは非常に難しいと。この中でも米作と野菜というのは2名しかおられないと。ほかは果樹であったり、イチゴであったり、フキとか、そういうのであるということです。ただ、基本はやっぱり水稲による米作が、自然破壊とかそういうのにしても、一番大事ではないかというふうに思っておりますけど、実際問題として、米作だけではもう採算がとれないというところだと思いますけど、米作に新たに入ってくる人が少ないというところでどういう取り組みが必要かと。どう思いますか。

○農林振興課長

質問委員が言われますように、これまでの農業経営は水稲を中心とする営農がほとんどでしたけども、新規就農者の就農形態からも、多様な営農が展開されておまして、支援のあり方につきましても、状況に応じた柔軟な対応が求められていると感じております。そのため、今後の新規就農者の確保や育成に向けましては、JAや筑豊農業共済組合、福岡県飯塚普及指導センター等で構成をしております飯塚市ががんばる農業応援協議会の機能を十分に発揮いたしまして、新規就農希望者に対する支援等の情報提供の強化や新規就農者の農業経営が安定的に持続するための支援や取り組みを図っていくことが必要であると考えております。

○城丸委員

そうですね、米作農業が一番中心になると思うんですけど、それ以外でも新規就農者がこういうふうにふえてくるというのは非常にいいことだと思います。ただ、今、政府も言っていますように、農業者の所得の増大というのが一番最大の課題ではないかと。新規のこういう就農者に対して、いろんな、年間150万円という大きなお金が補助されているわけですけど、実際、跡取りといいますかね、農家を引き継ぐほうにもぜひ何かこういう制度があったら、何ぼかいいかなというふうに思いますが、飯塚の今の農業の現状を踏まえて、やっぱり農業所得の増大、いきなり増大というのは難しいと思う。6次化産業とか言いますが、6次化産業もいきなりするのは非常に難しい。そういう中では、やっぱり経費を落としていくことが一番大事ではないかというふうに考えております。そういうのをどうしたらいいかということは、やっぱり今、各農家が1台1台機械を持ったりとか、そういうのをしていますんで、やっぱり営農組織を組織することが一番やっぱり急務な問題なのかなというふうに思っておりますので、この新規に農業に入られる方を大歓迎会しますけど、米作のほうにもまだ力を入れてしっかり取り組んでいただきたいということで、終わります。

続きまして、女性農業者の活躍促進事業ということで、女性に特化した形でやろうということでパンフレットをちょっと読みましたけど、これも6次化産業における2次と3次ということで1次が入ってないですけど、1次が入っただけでも2掛け3で6になるんでいいのかなということなんですけど、女性に特化した形で、女性の活躍促進をしていこうということなんですけど、これは具体的にどういう事業なんでしょう。

○農林振興課長

女性農業者の活躍促進事業補助金につきましては、福岡県の単独事業といたしまして、新商品の開発や安定した商品を製造するための機器整備を支援することにより、女性農業者の起業活動を推進することを目的とした事業でございます。補助率は事業費の2分の1以内で上限が100万円となっております。

○城丸委員

2分の1補助ということで100万円ということで、自己負担が結構あるんですけど、29年度の給付状況といたしましては、どれぐらいありますか。

○農林振興課長

平成29年度の給付状況といたしましては、給付件数が1件で、給付額が94万5千円となっております。

○城丸委員

6次化の2次、3次に対してということなんですけど、この制度を活用してどういう機器辺りを買われたんでしょうか。

○農林振興課長

この事業を活用して導入されました機器につきましては、一度に大量の調理をムラなくスピーディに仕上げるのが可能となるコンビオーブンと、このコンビオーブンで加熱調理をされた食品の品質を保ったまま、衛生的に効率よく急速冷却、急速冷凍することができるブラストチラーとフリーザーの機器を導入されております。

○城丸委員

この機器が導入されたことでどういう効果があったと思われますか。

○農林振興課長

この機器を導入されました女性農業者の方につきましては、導入前は生産した農産物につきましては、生産環境からも大量確保ができず、自家直売所で販売可能な数量での加工製造にとどまっておりました。今回、この機械導入によりまして、つくりおき保存も可能となりますので、安定した生産量が見込まれまして、製造後の急速冷却・冷凍により、長期の賞味期限保証も可能となることから、自家直売所以外での販売量の増加が見込まれます。また、新たな加工品等の商品展開も可能になりますので、販路の拡大や商品販売の拡大によりまして、農業収益の確保と農業経営の安定につながるものと考えておるところです。

○城丸委員

1件ということで、まだまだ少ないかなということなんですけど、女性が経営方針の決定に参加する傾向が強い。また、女性役員等がいる経営は収益力が向上する傾向にあるというふうにも言われております。農業所得の増大では、この6次産業化というのが結構有効だというふうにも言われておまして、例えば、農家レストランとかいうのは小さいことなんですけど、農家でとったものを、自分のところでとったものを自分のところで加工して、そこでレストランをする。立派な6次産業化ですね。それとか、イチジクとかイチゴとかあったらそれをジャムにして売るとか、そういうのも立派なあれだと思いますけど、多分これは、女性というか、農家の奥さん等を対象にしているかなというふうな感じもしますけど、6次産業化というのは非常に有効な農業所得の増大につながりますので、1件ですけど、これをどどんふやしていけるように頑張っていたきたいというふうに思います。

○委員長

次に7款商工費、125ページ、商工費、商工業振興費、農産加工品のブランド化推進事業の目標と達成度について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

この件に関しては、ちょっと要望だけして終わらせていただきたいと思います。平成29年

度に日本酒のボンデクリックがつくられて、30年は2品目、またその後は残り3品目の合計で6品目つくられるということで、この日本酒に関しましては来年の4月から販売で、その先が、成果が問われるというふうになりますので、一つご提案っていうか、これしっかりやっていただいて、このブランドをしっかりと、この6品目、ただつくるだけではなくて、これが本当に飯塚市の顔となるように、それがひいてはふるさと納税の返礼品とか、そういった部分にも活用できるように、目標は6品目ではなくて、それからさらに進化させていただいて、この部分で頑張っていたきたいということを要望して終わります。

○委員長

次に、同じく125ページの商工業振興費、地元ブランド開発等業務委託の成果と課題について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

守光委員と同じになりますけど、農産加工品の推進事業ということで、日本酒、ボンデクリックと言うんですかね、ちょっと言いにくいですけど、を開発したとあります。ブランド化ということで、日本全国、酒どころと言われるところいっぱいありまして、この近辺でも寒北斗とか黒田武士とかいう名酒なんかがありまして、飯塚市にも今少しずつですけど、八木山の中央高原ですか、舍利蔵とか、大日寺のせむとす、そういうお酒がありますけど、そういう米どころでもないし、米どころでもないと言ったらおかしいですけど、新潟辺りに比べて、ただおいしい湧水がたくさんあるわけでもないし、何で飯塚でお酒なんですかと。それをブランド化といいますか、ブランド化というのはやっぱりほかところと差別化をしなくちゃいけないんですよ。何でこの日本酒なのかというのがよくわからないので、その辺をお聞きしたいと思います。

○商工観光課長

質問者が言われますとおり、飯塚市におきまして、これまで、民間レベルで豊かな田園環境を活用し、飯塚で実ったお米を使い、飯塚の酒造で製造した地酒を開発する動きはございました。飯塚市といたしましても、ここに着目しまして、日本酒の開発に至ったというところがございます。開発におきまして、飯塚市ではスイーツが多数存在しているということから、スイーツに合う日本酒を開発するというので、日本酒に興味のある女性をターゲットとした他の日本酒との差別化を図り、開発をいたしました日本酒でございます。そのみならず、飯塚をブランド化して確立するため、今回実施させていただいたものでございます。

○城丸委員

それを聞いてもちょっといまいち、日本酒、スイーツ食べながら日本酒飲みますかという話ですよ。やっぱり刺身とか鍋でしようという話ですけど、女性をターゲットということなんで、女性はもしかしたらスイーツ食べながら酒飲むかなというのはありまして、それでも差別化どうかなという感じはあります。例えば、酒米と言われている山田錦とか、それから、これは夢一献とか言われましたね。要するに農産物を使ってのブランド化で、米の栽培が、例えば契約農家とかできて、そういうのがふえてくるとかいうなら話は別ですけど、どういうメリットが考えられるんですかね。

○商工観光課長

平成29年度に開発しましたこのボンデクリックによりまして、酒米、原料のお米の生産量が増加したというわけではございませんけれども、来年度から販路拡大を見込んでおります。PR等を行う中で、このボンデクリックが広まれば、また生産量がふえれば、この原料となるお米自体もふえるということで、今後、この取り組みを進めていきます。その中で努力させていただきたいというふうに考えております。

○城丸委員

ちょっと質問通告にはありませんけど、ボンデクリックとはどういうふう意味。もうちょっと
と
言いやすい名前のほうがよかったのではないかと思いますけど。

○商工観光課長

ボン、フランス語でよいというふうなイメージの言葉ということと、このボンデクリック、
きっかけづくり、きっかけというふうなことのごろ合わせというふうな形で、フランスのワイ
ンに似た特色のビン等を模様しながら、飯塚のきっかけづくりというふうな形の部分でコンセ
プトを迎えたものでございます。

○城丸委員

わかりました。それで、30年度もこの事業は続いておりまして、市内の農産物を用いて最
低2種類の農産加工品の開発を行うということではなされていますけど、この進捗状況等はどん
なふうになっていますか。

○商工観光課長

平成30年度、飯塚市農産物を用いて2品目以上の農産加工品の開発に向け、第1回飯塚市
農産加工品ブランド化推進協議会を平成30年の6月28日に開催しております。以降、これ
までに4回の協議会を開催しました。開発に当たりましては、「未来につなぐ、つなげる、つな
がる」を新商品のコンセプトとして、飯塚市のPR、知名度の向上、イメージアップにつな
がる商品の開発に向け、今現在、協議を行っているところでございます。

○城丸委員

せっかくこういうブランド事業を立ち上げて、ブランド化推進事業協議会というのもできて
おりますので、ぜひほかのところと差別化できるような立派なものをつくって、飯塚を売り出
していただきたいというふうに思います。それで以前、トライバレー構想の医工学連携に続く、
第4ステージになるんですかね、第4ステージの中で農産加工品の、私の聞き間違いかもしれ
ませんが、農産加工品のブランド化とか、6次産業化とかいうふうなことを言われていましたけ
ど、その分についてはどうなっておりますでしょうか。

○産学振興課長

本市の産業ビジョンといたしましては、e-ZUKAトライバレー構想をマスタープランと
いたしまして、平成29年度まで3次にわたりアクションプランを策定してまいりました。そ
して、本年度より第4次の計画といたしまして、e-ZUKAトライバレー構想に基づき、ま
た、中小企業振興基本条例の本旨を反映させるべく、商業、6次農業等の産業も対象とした飯
塚市産業振興ビジョンを策定してきたところであります。この飯塚市産業振興ビジョンでは、
産業振興実現に向けた施策として、3つの戦略を掲げ、そのうち、戦略2、成長する会社づく
りの中で、6次化を目指す農業者等との異業種のマッチング支援、また、IT企業と農業、商
業等とのマッチング事業への取り組みを進めることといたしております。

○城丸委員

その進捗状況についてはどんなふうになっていますか。

○産学振興課長

飯塚市産業振興ビジョンでは、その推進体制として、各戦略において、学識経験者や産業支
援機関、関係団体や中小企業者で組織された運営部会において協議をされ、運営部会の上部組
織であります飯塚市中小企業振興円卓会議で進捗管理を行うこととしており、現在、協議を行
っているところでございます。

○城丸委員

ぜひ頑張ってくださいということで終わります。

○委員長

次に、127ページ、商工費、観光費の観光客等誘客推進事業委託の成果と課題について、

城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

私の質問が続きますけど、これで最後ですのでよろしくお願ひします。観光客等誘客推進事業委託料につきましては、これずっと前から何かこういう観光についての委託を、かなり前から何回も何回もやっていたという記憶があるんですけど、29年度実績、これは訂正はされましたけど、前年に比べて減っていますけど、この分についてはどうしてでしょうか。

○商工観光課長

計上しております件数でございますけれども、事業受託事業者、こちらが旅行会社のほうに営業に行った結果、旅行会社が企画した件数でございます。主な要因として考えられますのは、テレビの影響の大きかった年度がございますが、これの題材が、観光地には一時期、お客さんのニーズもふえた時期もございますけれども、時がたつにつれ、観光会社が企画しても申し込みが減少する状況となり、旅行会社の企画自体が行われない状況が発生したものであるというふうにとらえております。

○城丸委員

それと、この成果表を見たら、この目標値というのがあるんですけど、目標値に比べて非常に何か少ないんですね、数字が。大体この目標値というのは何だというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○商工観光課長

この目標値でございますけれども、平成27年度から平成29年度の3年間のこの累計の達成目標というふうにしてしております。国内旅行のツアー団体数につきましては380件、海外旅行のツアー団体件数につきましては100件、旅行客の消費額につきましては5184万円にて目標、指標を定めておりました。実績につきましては、国内旅行ツアーの団体件数が平成27年度152件、28年度100件、29年度79件であり、合計で331件となっております。次に、海外旅行ツアーの団体件数につきましては、平成27年度は営業活動を行っており、28年度から11件、29年度34件であり、合計で45件の実績となっております。旅行客の消費額につきましては、平成27年度1328万4千円、28年度1073万6千円、29年度993万6千円であり、合計で3395万6千円となっております。

○城丸委員

これは29年度の目標値ということではなくて、3年間の目標値だということですよ。それにしても、海外からは非常に少ないのではないかと。要するにインバウンドはまだ少ないのではないかとこのように思っております。また、専門のコンサルに委託する機会が非常に多いと思いますけど、その成果としては、28、29年度で1万人の訪日観光客が訪れたと書いてあります。観光ルートの設定とか、オートレースを生かすとか、実際言われておりましたけど、その分については実際成果が出てきているのでしょうか。

○商工観光課長

今のご質問につきましては、まずは全体としまして、セールスのパンフレットの作成を行いまして、全体としまして国内向けセールス実施件数、平成28年度が112件、29年度が61件、海外向けセールスが、平成28年度42件、29年度38件。また観光ルート開発を行いましたルート数、こちらが、28年度が1ルート、29年度が5ルートの製図を行っております。飯塚観光協会とコンサルティング会社と一緒にこの海外分について、韓国、台湾の旅行会社に営業に行きました結果として、市内観光施設や商店街を周遊する旅行商品が創設され、海外から28年度から29年度の2年間で1万690人の観光客が訪れたものでございます。次に、28年度に開発しました1件の観光ルートにつきましては、先ほどご質問のありました飯塚オートレース場を組み込んだ商品の開発が販売されておりますけれども、29年度の5件

につきましては、残念ながらオートレース場の組み込み商品はございませんでした。これまでいろいろ旅行会社への営業活動におきましてオートレース場を旅行商品に組み込んでもらえるようなPRを行ってきておるところでございますが、引き続き、営業努力、またPR努力をさせていただきながら、レース場の周知をさせていただければと思っております。

○城丸委員

この事業自体は29年度で終了するんですかね。それで、今後、課題というのはどういうものがあるんでしょう。

○商工観光課長

この委託事業につきましては、今年度で終了しますが、今後は、飯塚観光協会が主体となって、この事業引き継ぐものというふうに考えております。この誘客事業につきましては、昨年度実施しました委託事業についての蓄積したノウハウを生かして、営業活動を実施し、さらなる営業活動の充実を考えておりますけれども、この部分について、観光協会が主体となってやっていただくことが課題というふうに考えております。

○城丸委員

ぜひ頑張っていたきたいんですけど、観光につきましては、もう随分昔からいろんなことを言われていまして、南蔵院から伊川温泉につながとか、もういろんなことを言われていんですけど、実際あんまりその成果もまだあらわれてないのではないかというような気がしてしょうがないんですけど、コンサルに委託してやるのもいいんですけど、ぜひぜひ自分たちで考えて、観光客を少しでもふやすように頑張っていたきたいということで、終わります。

○委員長

次に、8款土木費、128ページ、土木管理費、土木総務費のマイホーム取得奨励金事業の制度設計について、江口委員の発言を許します。

○江口委員

土木管理費、土木総務費、128ページの定住化促進事業費の中、マイホーム取得奨励補助金、3937万6千円に関連してお聞きいたします。資料のほうを提出していただいております。追加資料の114ページには、他自治体との比較に関する資料、また、115ページには交付実績及び転入元並びに定住人口、そして、116ページにアンケート結果、そして、最後117ページには申請者の世帯構成等、資料提出していただいております。まず、この事業に関して、ある程度年数を経たわけですが、この事業に関して、事業の効果等に関してどのようにお考えになっておられるのか、アンケート結果等を踏まえてお答えください。

○住宅政策課長

本事業の経過でございますけれども、マイホーム取得奨励金の交付件数は、平成24年度から平成29年度までの6年間で、新築、中古を合わせまして、交付件数475件、定住人口1396人となっております。アンケートにつきましては、平成26年度から実施いたしておりますが、約90%の方が本制度がなくても飯塚市に住宅を取得したと回答され、本制度が直接的要因ではないかとも思われますが、同じく90%の方がマイホーム取得奨励金は定住促進の要因となると回答され、定住促進の一つのツールとして、動機づけの効果はあったものと考えております。また、住みたいまち、住み続けたいまちとは、との問いには、交通、買い物等の周辺環境、小中学校の教育環境、病院等の医療環境と回答された方が主でありましたことから、定住促進の直接的な要因は諸環境であるということが考えられます。

○江口委員

この補助金、当初たしか新築は50万円プラス市内業者だったらプラス10万円だったかと思っているんです。これは金額の変更があっているわけですが、その理由についてお聞かせいただけますか。

○住宅政策課長

当初の制度設計では、新築住宅を取得した方の負担割合が中古住宅を取得した方よりも大きいというふうに位置づけまして、固定資産税約5年分の軽減措置を図ることから、格差を設けておりましたけれども、その後、調査研究いたしまして、新築の住宅よりも中古住宅のほうが高い場合もございますし、より多く固定資産税を支払っていただくケースも考えられます。また住民税も収入に応じて納付していただいておりますことから、格差をつけるのは根本的にちょっとおかしいのではないかというふうなことを考えまして、また、この制度を利用された方のご意見等も踏まえまして統一したわけでございますけれども、あわせまして、予算の範囲内という施行になっておりますので、より多くの方にも利用していただきたいということから、金額を統一して30万円、下限のほうに合わせさせていただいた次第でございます。

○江口委員

経緯はわかりました。ただ、この事業に関しては、外部審査等があったかと思っております。その結果はどういった結果でございましたか。ご案内ください。

○住宅政策課長

本事業につきましては、補助金外部審査の結果でございますけれども、当時、出席されました7人の委員のうち、4人の委員から必要性、効果性、継続性につきましては低いというご意見をいただいております。

○江口委員

そういったことを含め、今後の事業についてはどのようにお考えですか。

○住宅政策課長

今後の事業のあり方につきましては、講評結果も踏まえまして、事業の実施、制度の見直し等につきまして、関係部署と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

この制度については大きな岐路に来ていると思っております。言われるように、外部委員の評価は低いわけでありまして。またあわせて、アンケート結果を見ると、追加資料116ページの問いの2にありますけれども、制度がなくても市内に住宅を取得したか、この数字は軒並み80%後半から90%で、これが、制度がなくても市内に住居を構えたんだということでありまして。もう1点、問5で定住促進の要因になるかならないかと聞かれたら、アンケートがあったら、アンケートに答える方はなるよねというふうな形で丸をするのは、人間のありようだと思っております。とするならば、またあわせて周知方法を考えても、29年度は市のホームページ並びに市報に掲載、また市民課及び各支所市民窓口にて転入手続をされた方にチラシを配布、要は来ていただいた方に対して、定住してしまった方に対してこんなやつあるんですよ。だったら使いませんかという話ですよ。これは来た方にとってはよかったです。来ておまけがついたという話だと思うんですよ。これが先ほど言われた本当の動機づけになるのであれば生きたお金ですけれど、残念ながら、その動機づけにはなっていないんだと思っております。他の自治体の金額を見ても、やはり金額としてかなり大きい買い物になります。2千万円とかからもうそれ以上という形になりますよね。そうすると、その中で30万円というのは、どの程度の金額かと考えると、そこに魅力があるかというのと、多分そんなに魅力を感じないと思われるんです。この制度の走りのときに宮若がやっていたのが、そのときは、宮若は最大105万円というんです。そのチラシをつくって、市外のところに配布するわけです。宮若のチラシが飯塚市内の小児科の待合室にも置いてあります。それだったら、手に取った方々、若い、小児科ですよ。小さい子どものいるお父さん、お母さんがそれを手に取って、そろそろマイホーム考えていたよね。これが3桁あるとやっぱり考えると思うんです。これが30だと、50だと、ちょっとその効果としてはなかったのかなというのがアンケート結果にもあらわれていますし、外部の審査員

の判断にもあらわれているんだと思っています。やるんだったら本気でやって、金額を上げる。ただし対象世帯を絞り込む。申請者の世帯構成を見ても、やはり30代並びに40代というのが一番コアなところになります。20代、30代、40代が一番多いゾーンです。ここら辺になると、やはり世帯の構成で試してみても3人、4人というところが結構多くあります。やっぱりお子様がいる世帯です。そういったところに的を絞ってやること。またあわせて、そのときにぜひ考えていただきたいのが、市内におられる方でマイホームを考えたときにどうするのか。同様のやつが市外にあった。3軒あった。今、嘉麻では幾らでしたっけ。最大300万円ですよ。心動きますよね、300万円もあると。でも、それでも結果が出てないかもしれない。それは、いろんな要因があると言われたのはそのとおり。だけれども、これは考えるきっかけになるんです。3軒あると多分、そういった形でやるのか、それともこれをやめて、このお金を別なところを使うのかしっかり考えていただくようお願いをしておきます。

○委員長

次に、133ページ、都市計画費、公園費の公園ストック再編計画と公園費の今後について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

都市計画費、公園費につきまして質問させていただきます。決算書の132ページ、公園費になります。決算額約3億円で、内訳としましては職員給与費、施設管理費、整備費等がございます。資料のほうも用意していただきました。資料の118ページ、都市公園についての分で用意してもらっています。この資料を見ましても、都市公園だけでもかなりの数があるということがわかりますし、このほかにもさまざまこの公園費の中には入っているかとは思いますが、今回は公園費と現在策定途中であるかと思われまます公園ストック再編事業との関係についてなんですが、まず、この公園ストック再編事業の概要と目的の説明からお願いします。

○都市計画課長

ストック再編事業の概要を説明させていただきます。人口減少、少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿命社会の実現等を推進するため、立地適正化計画等に基づき行われる事業で、地域のニーズを踏まえ、効率的、効果的な整備、再編を図り、子育て支援や高齢社会対応等に資する地方公共団体による都市公園の機能や、配置の再編を行う事業であります。また、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業の一つで、補助率が2分の1となっております。目的といたしましては、現在、飯塚市には、都市公園を初め約300の公園があり、人口減少に伴う税収の減少傾向にあり、このままの状態では、公園の維持管理を行う上で、地域住民並びに利用者に対し、安定した行政サービスが提供できない状況に陥る可能性がありますので、再編を図ることで、効率的、効果的な集約を含めた整備を行い、持続可能な維持管理運営を行うものでございます。

○永末委員

公園も数多くありますし、実際にその周辺環境にいろいろと変化も生じてきておるかと思えます。当初は子育て世代がたくさんいらっしやったような住宅が、20年、30年とかという状況が変わってきたというところで、そういった部分の公園の見直し等の計画だというふうに理解しておるんですが、実際にこの公園費とも今後大きくかかわってくる計画だと思うんですけど、整備計画、こういった計画を立てるようになっておるのでしょうか。

○都市計画課長

本市の公園には、都市公園を初めとし、児童遊園、開発遊園、その他公園等の公園がございます。配置につきましては、都市公園法並びに都市公園法運用指針、地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準について等を参考にし、都市公園以外の公園を含んだ中で、ストック再編事業の趣旨に則り、地域住民と協議を行いながら、また、防災機能を持ちつつ、集

約と整備を行い、適切に配置計画を作成していきたいと考えております。

○永末委員

今、計画の概要はわかったんですが、こういったスケジュールでそれを策定していくのか、またストック再編計画と公園維持管理費の関係というのが今後どうなっていくのか、その2点について答弁をお願いします。

○都市計画課長

平成29年度に都市公園のストック再編計画の素案を作成しており、平成30年度には児童遊園、開発遊園、その他公園のストック再編計画案を立て、公園全体の計画案を策定する予定にしております。また、関係部署との協議が必要となりますが、住民説明会やワークショップ等を平成31年度から予定し、ストック再編計画を進めていきたいと考えております。また、公園のストック再編の維持管理の関係ということでございますが、公園の維持管理費につきましては、年間を通じ、自治会と協議を行いながら草刈り等の時期を調整し、適宜行っております。先ほど質問のストック再編計画の集約、整理を実施することができれば、飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画が推進され、公園の維持管理費の削減が図られると考えております。

○永末委員

当然、公園の再編計画ですので、集約化というのも当然に視野に入っておるのかと思うんですが、今の答弁の中で、公園の維持管理費の削減が図られるというふうな答弁がございましたけど、どの程度の削減になるというふうに見越していらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○都市計画課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画を目標に行っていきたいと考えております。第3次実施計画では、都市公園、開発遊園、その他公園を合わせて削減面積20.1%、児童遊園の削減面積を20.1%の削減目標としております。ただし、維持管理費の削減に関しましては、各公園の維持管理内容が異なること、まだどの公園を集約整理するのかが明確でないことと、計画達成年度が10年間であることから、現段階での削減費用についての算出は困難であると考えております。

○永末委員

先ほど申し上げたみたいに、公園の再編というところで市民の方からも公園の利活用というところ、かなりちょっと要望されることもございます。隣の公園がどうやら市の所有のようなんだけど、結局はそのままの状態で使いたいんだけど使えない。もし売却できるんなら売却の可能性だとかないだろうかというふうな、そういった質問とかも受けたりするんですが、なかなか担当課のほうとも、そういった話をしておりますも、実際には法令上の縛りの関係とかで、なかなか難しいんですというふうな回答をいただくこともあるんですけど、一方で、やはりこのストック再編の、先ほどの答弁の趣旨にもありましたように、やはり今後の維持が大変になってくる。当然に行財政の絡みとかでそこら辺の集約を図って管理費も減らしていかななくてはいけないとかという部分もあると思います。となると、廃止される公園というのは当然出てくるかと思うんですけど、そういった公園、今後どのような形になっていくのか、その辺り答弁をお願いできますか。

○都市計画課長

都市公園につきましては、都市公園法第16条に基づき削減することができない。集約して減らす場合はどこかに、その代替地を設けなくてはならないことになっております。開発遊園につきましては、これも都市計画法で定められて、開発行為を行う場合は決まったパーセントの公園緑地を設けなくてはならないことになっておりますので、そこについては、本市だけでございません、これは全国的な動きになっておりますけれども、今、人口減少に伴いな

かなか手がかけられない状況のところも多々あると思いますので、そこについては今度は関係部署、国、県等の協議に基づき、削減できるところはやっていきたいというふうを考えております。

○永末委員

31年から、市民とのワークショップといいますか、そういう地域の声を聞く中で、実際の絞り込みとか、そういったことに入っていかれることになると思いますので、ぜひそういった地域の声をしっかりと聞いていただいて、先ほどのお話にもありましたけども、利活用できる分、売却できる分というのはしっかりと売却していったほうが、市の財政にとってもいいと思いますし、それが有効に活用されると思いますし、維持管理等、そういったものからも外れていけば、それはもう市としてもありがたいことかなと思いますので、ぜひともそういった形でしっかりと進めていっていただきたいということで要望して、質問を終わります。

○委員長

次に134ページ、住宅費、住宅管理費の住宅維持管理にかかわる事業の成果と課題について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

市営住宅管理費の支出と成果の特徴をどうとらえておられるかお尋ねします。

○住宅政策課長

住宅管理費の支出と成果ということでございますけれども、平成29年度は目尾第2住宅の7棟の屋根瓦の葺き替え工事を実施いたしております。維持管理費の支出につきましては、個別の修繕、補修、各所草刈り及び各施設の保守点検等を公営住宅法第21条に基づきまして実施しており、市営住宅の円滑な管理運営を図るための経費を支出いたしております。成果につきましては、突出した特徴はございませんが、老朽化した市営住宅を維持管理していくために、屋根瓦の葺き替えを行いながら、個別の要望に対応している状況であります。また、管理費ではございませんが住宅建設費で実施いたしました花瀬住宅、明星寺住宅のそれぞれ1棟の防水及び外壁補修工事のように、今後も限られた予算の有効活用方法や費用対効果等を考慮しながら、サービスの低下を招かないように、適切な管理運営を行っていきたいと考えております。

○川上委員

飯塚市の市営住宅のうち、370戸が部落解放同盟や同和会の推薦がなければ、入居の申し込みさえできないという事態が16年にわたって続いています。既に法によって一般化されている、つまり、だれもがほかの市営住宅と同じように入居応募できるはずなのに、それができないでいるわけです、16年間。この住宅のことを、市は旧地域改善対策住宅と呼んでいるわけですが、正確な戸数と入居状況、手続はどうなっているか、追加資料の9、10ページにもありますけれども、使いながら説明してください。

○住宅政策課長

旧地域改善対策住宅は、平成29年度末で20団地、329戸ございます。平成29年度の入居件数は4件で、平成30年3月1日現在、入居が可能な空き家が92戸あり、入居率は約70%となっております。入居の方法につきましては、質問委員が言われましたように、入居希望があれば、関係団体へ募集の案内を送付いたしまして、一般公募と同様の資格審査を行い、入居資格、収入基準を満たしている申し込み者であれば、推薦を依頼しております。推薦を受けた申し込み者に対しまして、入居手続を経て正式に入居となります。平成27年度は、入居はございませんが、平成28年度は1件の入居がございました。平成29年度は先ほど申しましたように4件の入居がございました。利便性や老朽化等を理由に、他の住宅と同様に希望者が減少しているという状況が見られます。

○川上委員

法によって、市民全体、だれでも入居、空き家募集があった場合には申し込みができるはずの住宅を、このように16年間も部落解放同盟と同和会に推薦を求めなければ申し込みが受け付けてもらえないという状況が続いているんだけど、どうしてこういうことが起こっているんですか。

○住宅政策課長

国の特別対策は、平成13年度末をもって終了することとなりましたが、依然として、住宅に係る地域の実情や施策ニーズがある場合には、平成14年度以降につきましても、一般対策に工夫を凝らし、対応するものであるという国の通知もあることから、本市におきまして、旧地域改善対策住宅の優先的入居を全て廃止することは難しいと判断しているところでございますけれども、関係団体と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

関係団体とあなた方が言う部落解放同盟と同和会が、この推薦権を手放さないというふうに言っているわけですか。

○住宅政策課長

現行、協議をしておりますけれども、している中で、しばらくちょっと様子を見させてくれというふうな、まだ協議、検討をずっと続けたいというふうなお話も伺っております。何らかの解決策を図らなければならないというふうに所管課としては考えておりますけれども、先ほど申しましたように、地域改善特別対策法が廃止とはなりましたけれども、別の形で、必要に応じて施策を講じるようにというふうな通達もあることから、今、対象団体と協議をしているところでございます。

○川上委員

部落解放同盟と同和会が市から多額の補助金を受け取っておいて、特に幹部の人件費に充てられる補助金ですよ。受け取っておいて、飯塚市が法に基づいて、あなた方を特別扱いして推薦を依頼するということはもうできないんだというふうに飯塚市が言った場合、何と言いましょうか。抵抗しますかね。

○住宅政策課長

推測でお答えできませんので、回答は控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

私がここで言いたいのは、部落解放同盟が、同和会がと言うけれども、市自身が法にもとる行為を16年半やり続けているということではないのか、このことを聞いているわけです。市長、どう思いますか。

○都市建設部長

先ほどから担当課長が申し上げておりますけれども、我々所管課といたしましても、関係団体と協議をしている状況でございますので、今後とも関係団体と協議してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

あくまで協議、協議と言うんだけど、だれがこの住宅を管理しているんですか。解放同盟や同和会が管理しているわけじゃないでしょう。飯塚市が管理しているんでしょう。しかも、私が言うように、法にもとる行為を16年半も続けているというときに、あなた方が協議して解放同盟や同和会が言うこと聞かないからというような言い方で、その団体に責任を押しつけているけれども、それは責任があるかもしれない。しかし、権限を持っているのはあなた方じゃないですか。あなた方が推薦依頼を出さずに、必要な空き家募集やっているでしょう。その中で空き家募集すればいいじゃないですか。協議の何の必要があるわけですか。法律に基づく行

為こそ今、求められているのであって、その決断がいるのではないんですか。16年半ですよ。市長、どうしますか。

○副市長

先ほど来、担当課長、部長が答弁しておりますように、ご指摘につきましては、早速、団体と協議してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

ここは、通告するところです。今後は、解放同盟とか同和会とかに推薦依頼をしないと。飯塚市の一般住宅として、必要な空き家募集を行うと通告するところです。市長、この法令違反の16年半の状態を、あなたの市政のもとで改善したいと思いませんか。

○副市長

先ほど来、答弁いたしておりますように、十分協議をしております。協議の中で、我々の考えも述べていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

解放同盟や同和会が迷惑に思っていることはわかるでしょう。推薦を依頼されるから何とかしようと思うけど、実績はないじゃないですか。本当に住宅に困っている人たちのために、この370戸の住宅は使うべきだと思いますよ。必ずこの法律との関係で不都合が生じているわけですから、もう直ちに改めてもらいたいと強く要求して質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 07

再開 11 : 19

委員会を再開いたします。

次に、第10款教育費から第13款予備費について、138ページから158ページまでの質疑を許します。まず、質疑通告一覧表に記載されております138ページ、事務局費、専修学校等就学資金及び奨学金の貸付状況、回収金額と今後の予定について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

138ページ、教育総務費、事務局費の専修学校等就学資金及び奨学金の貸付状況等について、お尋ねいたします。平成29年度の専修学校等就学資金及び奨学金はそれぞれ何名に幾ら貸し付けたのでしょうか。また、今まで貸し付けた返還金と申しますか、回収金額はどうなっていますか。

○教育総務課長

はじめに専修学校等就学資金のほうからお答えさせていただきます。平成29年度における専修学校等就学資金の貸し付けのほうはございませんでした。また回収金額、いわゆる返還金になりますけれども、こちらのほうは1名で1万6500円ということになっております。次に、飯塚市の奨学金でございまして、こちらのほうの平成29年度の貸付人員は新規、継続を含めまして、14名で、貸付金額は630万円になります。また、返還金は117名から1968万5800円の返還がございました。

○勝田委員

専修学校等就学資金は、去年はゼロということで支出がなかったということで、回収金額と申しますか、返還金が1名で1万6500円ということでしたね。そして、奨学金のほうは、

貸付が14名の630万円の貸付金額で、返還金が117名の1968万5800円だということでした。今までで、専修学校等就学資金及び奨学資金の貸し付けをした後の回収といえますか、今までに返す予定でも返してない方、要するに未回収金額といえますか、それは幾らになっていますか。

○教育総務課長

現在までの貸し付けた金額の返還の対象金額ということでございますけれども、専修学校等就学資金、こちらのほうにつきましては申しわけございませんが、ただいま手元のほうに資料がございませんのでちょっと把握しておりません。また、市の奨学資金についてですけれども、こちらのほうは平成29年度末で滞納繰り越しとなった回収する金額が1080万1800円となっております。

○勝田委員

この未回収金額については、ここできょうはもうしませんけども、ただ市の奨学資金は、本年度の貸付から条件付きの返還免除に移行していますよね。条件を整えば、恐らくこれは、いずれ返還金はなくなっていくと思うわけです。だからといって、奨学資金貸付基金がすぐになくなってしまふということにはならないと思うわけですが、返還免除が今後増加していくことが考えられます。そうすると、当然返還金の金額も必然的に年々減少していくこととなりますよね。そこでお尋ねですが、市の奨学資金、それから貸し付けの原資となる基金と返還金ですが、今後どのようになっていくのでしょうか。

○教育総務課長

奨学資金の財政的などところのご質問でございますが、ご質問のとおり、返還免除形となる方がふえれば、返還金は少なくなりますので、基金からの持ち出しがふえ、基金は減っていくこととなります。そのため、返還免除型創設を検討するに当たりましては、今後の基金試算を行い、当面、必要となる額を基金積み立てするとともに、免除要件に合致して免除となった金額については、一般会計から繰り入れを行うことで、事業の枠組みのほうを行っている次第でございます。

○勝田委員

私は、一般質問でも言ったんですけども、奨学金は本来、やはり学生のためには無償給付が当然ではないかなと思っています。だからといって今すぐ、飯塚市で実施してくださいということは言いませんけれど、今後、そういうことも備えて、やはりこの専修学校等就学資金も含めて十分検討を行って、できれば無償給付に向けて実施に取り組んでいただきたいことを要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

引き続き138ページ、教職員研修謝礼金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

138ページに教育総務費、教職員研修会講師謝礼金について、お尋ねいたします。この研修会は、いつどこでどのような目的のもとで、だれを対象として実施された研修会なのか、説明していただけますか。

○学校教育課長

講師を招いての教職員研修会は年5回実施しております。飯塚市小中学校管理職春季研修会は管理職としての見識と力量の向上を図ることを目的に、校長、副校長、教頭を対象に実施しているものです。平成29年4月11日、庄内公民館別館にて開催いたしました。心理士、ブレイントレーナーである田中ゆかりさんを講師に招き、思春期の子供の理解について研修をいたしました。二つ目にペッパー社会貢献プログラムの研修会では、ペッパーを活用したプログラミング教育の事業が円滑に実施されるようにすることを目的に、平成29年5月26日、片

島小学校において、各学校のペッパー担当者を対象に実施いたしました。ICT活用研修会では、平成29年8月21日、九州工業大学飯塚市キャンパスにおいて、ICTを使った事業活用力の向上を目的に、ICT担当教員及び小中学校の管理職を対象に実施しております。中学校教科教育研究会全体研修会は、市内全中学校教職員を対象にしており、中学校教職員の資質向上を図ることを目的としております。平成29年8月28日、颯田公民館別館にて実施しております。人権同和教育実践交流会、県小中学校管理職夏季研修会は、平成29年8月29日、コスモスコモンにて開催いたしました。人権同和教育に対する理解を深め、差別をなくす実践力の向上を図ることを目的に、市内全小中学校の教員、保護者を対象に実施しております。

○勝田委員

年5回開催している教職員研修会ですが、主に管理職や教員を対象とした研修会で5回目の人権同和教育実践交流会、県小中学校管理職夏季研修会だけが、保護者が加わる研修会になっているのですね。どの研修会も管理職を含め、教師、教職員の資質能力を含めた指導力向上を目的として実施しているとのことでしたが、それぞれの研修会の成果を含め、参加者の反応や課題等についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

それではご説明させていただきます。飯塚市立小中学校管理職春季研修会では、成果といたしまして、特別な支援を必要とする子供たち等への接し方について、理解を深める講演内容であり、また、講演の中で紹介があった実践は、教職員のメンタルヘルスにもつながるものでございました各学校で活用ができる校内研修会でもございました。参加者の反応といたしましては、研修後、自校で取り入れたい。また、教職員を対象に校内研修を行いたい等との声が聞かれ、実際に小学校で取り入れられた学校もございます。ペッパー社会貢献プログラム導入研修会では、成果といたしましては、教職員のプロミラミング教育に対する理解を深め、指導力の向上を図ることができる研修会になっております。参加者の反応といたしましては、初めて実施するプログラミング教育に関する研修会であったため、この研修内容を難しく感じた参加者もあったようですが、九州工業大学大学院の中茎准教授を講師に招き、具体的な方法や内容などを提示していただきましたため、各学校のプログラミング教育の推進に向けた実践的な研修となったという感想をいただいております。ICT活用研修会では、成果といたしまして、九州工業大学にてタブレットを活用した協調学習の演習を通してタブレットの事業への活用の仕方について、学習することができました。また、スクラッチを使ったプログラミング教育の講義と演習を行いプログラミングの基礎について指導力を高めることができました。参加者の反応につきましては、講義内容がプログラミング言語を使った専門的な部分があったため、やはりこれは賛成といたしましては少し難しく感じたというところもございました。今後は、各学校の教職員にICT機器の使い方やプログラミング教育を広げていくことが課題です。電子黒板やタブレットの使い方など、研修会を継続して行っていこうと考えております。中学校教科教育研究会全体研修会は福岡教育大学より、青木教授を講師としてお招きし、新学習指導要領に位置づけられたカリキュラムマネジメントについて、背景にある考え方など、実際の事業改善につながるポイントについて、理解が深まったと思っております。参加者の反応といたしましては、具体例を盛り込んだわかりやすい講義により、カリキュラムマネジメントについての教職員への必要な知識を得ることができたと好評でした。今後は講義から学んだことを各教科において、どのように実践していくか、教科部会等において継続した研修を行っていく必要があると考えております。人権同和教育実践交流会県小中学校管理職夏季研修会では、成果といたしまして、全体を通じて、教職員の人権や人権問題に関する認識を深めることができました。また、分科会では、小・中学校における具体的な実践例を検証することを通して、人権同和教育の実践意欲の向上を図ることができたと考えております。参加者の反応といたしましては、とても役立

つ、役立つが多数でした。これに関しましては、部落差別の現実、部落差別の解消法への認識を深めることができたという意見が多数を占めております。分科会では学級づくりや自他尊重の学校環境づくりの大切さについて多くの感想が寄せられております。今後につきましては、教職員の世代交代が進んでおりますので、若い教員向けの分科会等も必要と考えております。

○勝田委員

すばらしい成果と今後に対する課題等もでてきたんですが、今の課長の答弁ですね。ただ私は三つだけ、ちょっと疑問点が出たんです。まずそのうち三つのうち一つは、お答えは必要ありませんけど、その一つ目が1番最初の管理職春季研修会なんですが、これは教職員のメンタルヘルスにつながるような研修、講和の中身が、これは課題がなかったということだったんですね、これはちょっと疑問で、今一番教育現場は多いじゃないですか、精神的な疾患を要して悩んで苦しむというのは、教職員が非常に多い中で。やはりこのところは、ちょっともう1回お尋ねなり、教育現場なり管理職からちょっとお話をお伺いしていただきたい。そう思っています。そこで、今課長の答弁にありました中で、ペッパー社会貢献プログラム導入研修会の成果、それからICT活用教育研修会等の成果や課題で説明があった、その言葉の中にプログラミング教育という言葉が何度も出てきたんです。私自身が在職中にはほぼ耳にしなかった言葉であったんです。そこで恐れ入りますがプログラミング教育とは、どういった教育なのか簡単に説明していただけますか。

○学校教育課長

プログラミング教育とは、一般的にコンピューターに動きを支持するために使われるプログラムを学ぶ教育と言われております。小学校におけるプログラミング教育は、技術を学ぶだけでなく、自分が求めることを実現するために必要な動作や記号を考え組み合わせながら改善していく、論理的なプログラミング的思考をはぐくむのがねらいとされております。例えば、音楽では創作用のICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組み合わせなどを試行錯誤し音楽をつくる学習などがございます。また、算数科では多角形の作図を行う際、パソコン等を使って必要な動きを分けて考える。動きに応じた命令にする。それらを組み合わせる。必要に応じて動きを改善するといったプログラミングの体験を行い、試行錯誤しながら、自分が考える動きの実現を目指す学習などがございます。プログラミング学習は思いつきで命令の組み合わせを変えるのではなく、うまくいかなかった場合は、どこが間違っているのかを考え修正や改善を行い、その結果を確かめる学習と言えます。

○勝田委員

ありがとうございます。だからこそ、現在飯塚市が力を入れて取り組んでいるということなんです。そこでもう一つ、三つ目のお尋ねなんですが、中学校教科教育研究会の全体研修会の説明で、新学習指導要領に位置づけられたカリキュラムマネジメントについて、福教大の教授を招聘して行ったということでしたが、これは小学校においても、そのカリキュラムマネジメント、あるいは新学習指導要領というのは、共通するものがあるわけですね。これが小学校は対象とならなかったというふうに、この場合は中学校だけだったので、どうして小学校は対象にならなかったのか、ご説明できますか。

○学校教育課長

中学校教科教育研究会は、中学校の職員を対象としたものであることに加え、夏季研修会については、全体講演会の後に教科別に分かれた研修会も行っております。そのため、これまで中学校のみに案内しておりました。しかしながら本年度は、キャリア教育に関する研修会を行いましたので、本市のキャリア教育推進協議会の一員である小学校の先生にも参加していただいております。参加された小学校の先生から大変有意義であったというような感想を聞いておりますので、今後につきましては、小学校の先生方の参加についても、検討してまいります。

と考えております。

○勝田委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。教員は、要するにできるだけ、私はもう前から言ひていますが、早いうちにいろいろな研修だとか、研究会に参加して教師としての力量を身につけ、そしてある一定の年齢に達したときに、子供、教職員、保護者、地域を大切にしっかり連携できる管理職として成長していただきたいと思ひているわけですね。そういう意味で、教職員に必要な研修をこういった教職員研修会等でしっかり身につけ、取り組んでいってほしいと思ひますので、この教職員研修会をしっかりと確保して、その裏づけとなる予算を、しっかりと計上して取り組んでいただきたいということをお願ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長

次に138ページ同じく、発達障がい研修講師謝礼金について、同じく勝田委員の質問を許します。

○勝田委員

これは2点だけ質問させていただきます。138ページ、事務局費、発達障がい研修会講師謝礼金ですが、この研修は、実際飯塚市が合併した当初、平成18年、その年から実施したもので、私自身そのとき、合併時に学校教育課長しておいた関係と恐らくこの発達障がいというのはいずれ重要課題になるであろうということ想定して始めたわけですねけれども、この研修会の今後について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長

現在、本研修会は発達障がいの理解と認識を深めるために、多数の関係機関等に協力を、そして参加啓発を行っております。今後につきましても、継続して実施し、子供たちにかかわる関係者が発達障がいへの理解や認識を深め、それぞれが連携した指導、支援の体制が充実するよう行ってまいりたいと考えております。

○勝田委員

それぞれが連携した指導、支援の体制を充実させるためにも、継続していきたいと考えていると、そういったことを聞いて非常に安心いたしました。この発達障がいを含めた障がい児教育は、子供にかかわるあらゆる関係諸機関で力を合わせた取り組みが必要である。それだけではなくて、共同して取り組まねばならない、そういった課題だと考えております。したがって、1人でも多くの方々に認識、あるいは協力していただく必要があると思ひます。そこで、この研修会を継続して取り組むためにも広報的な啓発や周知というのが大切ではないかと思ひます。啓発や周知についてはどのようにされるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

周知につきましては、無論学校をはじめ子育て支援課や社会・障がい者福祉課など関係各課を通じて、開催案内の配付をしております。また市報やコスモスコモン広報紙などによって、広く市民への広報も行っております。今後につきましても、ぜひ周知の対象を、拡大を図っていきたくて考えております。

○委員長

次に139ページ、教育総務費、事務局費、学力向上推進講師謝礼金について、勝田委員の質問を許します。

○勝田委員

次に139ページ、事務局費、学力向上推進講師謝礼金についてですが、この内容と講師には、どういった方々を招聘して実施したのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長

学力向上研修会では、飯塚市学力向上アドバイザーであります陰山英男先生を学力向上モデ

ル校である飯塚東小学校、若菜小学校に、また、同じく小河勝先生、鎮西中学校、穂波西中学校に各1回招聘し、各学校で徹底反復学習の直接指導及び市内の各小学校の学力向上コーディネーターを対象に、年4回の研修会を実施しております。また、学力向上フォーラムにつきましては、平成30年1月21日にコスモスコモンにて、開催しております。九州工業大学中荃准教授を講師でお招きし、新学習指導要領に掲げられている、先ほども申しましたプログラミング教育の概要と飯塚市と九州工業大学が連携して取り組んでいるプログラミング授業についてのお話をいただき、また、同じく学力向上アドバイザーでございます、陰山英男先生からは新しい学力感に即した徹底反復学習による基礎基本の学力定着の必要性について、講演を行っていただいております。東京大学と連携して、主に子供たちの思考力、判断力、表現力の向上を目的として、各小中学校で実施しております。強調学習につきましては、新しい学びプロジェクト授業研究会 in 飯塚といたしまして、全国大会を平成29年10月27、28日の2日間にわたり開催し、市内4校にて実践発表を行っております。また、東京大学より、白水先生、齊藤先生、飯窪先生、堀先生、九州工業大学より近藤先生、福岡教育大学より森山先生を指導助言者としてお招きし、各会場において、協議を行っております。また、白水先生につきましては、新学習指導要領と強調学習のあり方について、全体での講演会も行っていただきました。また、平成30年2月27日に東京大学より飯窪先生に講師として、飯塚市に来ていただき、市内全小中学校の協調学習推進担当教員を対象として、各学校での協調学習推進にかかる職員研修及び事業実践のあり方についての演習を中心とした研修を実施し、協調学習推進教員としての資質や技能の向上を図っておるところでございます。

○勝田委員

この学力向上研修会では、市内の小中学校の学力向上コーディネーターを対象として、アドバイザーの陰山氏を年4回招聘し、実施したということですね。さらに飯塚市学力向上フォーラム、あるいは協調学習を中心とした実践発表会、あるいは演習等を実施したということですが、ではその研修会や発表会等に参加した方々の反応や成果はありましたか。

○学校教育課長

学力向上研修会では、参加者の方から新学習指導要領に示される新しい学力感に基づいた活用力を高める基礎、基本の学力の定着について、授業の師範をしていただきましたので、すぐに学校に持ち帰って実践できるといったようなご意見をいただいております。成果といたしましても、各学校の徹底反復学習の取り組みがより効果的なものとなり基礎基本の定着につながるものだったと考えております。飯塚市学力向上フォーラムではプログラミング教育と未来の子供たちに求められる新しい学力感について、飯塚市の取り組みについて、具体的な話を聞くことができ、市の先進的な取り組みについての理解が深まったとの感想が多く寄せられております。成果といたしましては、飯塚市の学力向上施策について情報発信し、家庭の教育力の向上にもつながることができたと考えております。新しい学びプロジェクト事業 in 飯塚では、本大会は全国大会でございましたので、全国から300名を超える方々に飯塚市に来ていただき、本市の進捗状況や白水先生からの講演を通して、今後の協調学習の研究の進め方について、理解が深まったとの感想をいただいております。大会を通して、飯塚市の協調学習にかかる研究の進化と成果の普及を図ることができたと考えております。

最後になりますが、協調学習推進に係る研修会では、参加者といたしましては、協調学習の事業に係る効果的な校内研修の進め方について演習を行っていただきましたので、各学校ですぐに取り入れられるといった内容であったとの評価をいただいております。成果といたしましては、新学習指導要領が目指す児童生徒の姿についての理解が深まり、各学校における授業改善が進むものと考えております。

○勝田委員

私は、本市では学習の基盤となる読みの力をつけるための多層指導モデルMIM、基礎基本の力をつけるための徹底反復学習、考える力、工夫する力をはぐくむための協同学習を3本柱として、今まで学力向上に取り組んできたと思っていました。また、飯塚市教育委員会が毎年発行しています学校教育プラン、つまり飯塚市が目指す教育が平成29年度までに6回の改定を行って、7回出されているわけですね。その中の記述においても、平成28年度の飯塚市教育施策の中でもそうなんですけども、学力向上の柱には記述されてなかったんです。多層指導モデルMIMが。それ以前の学校教育プランはすべて学力向上のくくりの中で、この多層指導モデルMIMというのは、記述されていました。どうして多層指導モデルMIMに関する研修が事務局費の学力向上推進講師謝礼金の中に含まれていないのか。それはどうしてでしょうか。

○学校教育課長

多層指導モデルMIMにつきましては、子供たちの学びの基盤となる読みの力を培うものであり、学力向上の取り組みの一つ、施策の一つと考えております。それに加え、多層指導モデルMIMの取り組みは、子供たちの読みのつまづきをいち早く把握し、子供たちの学習上の困り感を早期に発見し、その支援を早期に行うための有効な手だてにもなっており、特別支援教育の観点からも、大変有効なものと考えております。そのため特別支援教育のほうで予算執行を行っております。

○勝田委員

ただいまの課長答弁は、確かに多層指導モデルMIMは子供たちの学びの読みの力を培うものであり、学力向上の取り組み、つまり、その政策の一つ、そういうふうに言われましたね。しかし、特別支援教育の観点からも大変有効なものと考えているから、特別支援教育のほうで予算執行を行っていると締めくくられました。これについては、あとの多層指導モデル推進事業研修会等講師謝礼金の中で、あわせて質問をさせていただきますので、この項に関しては、ここで終わっておきたいと思います。

○委員長

次に140ページ、教育総務費、人権同和教育費、人権同和啓発推進事業の成果と課題については、取り下げの申し出がっておりますのでお受けいたします。

次に143ページから146ページ、小中学校教育費、教育振興費の特別支援教育支援員配置事業における小学校の普通旅費及び中学校の修学旅行費負担について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

143ページ及び146ページの特別支援教育支援員等配置事業の普通旅費について、お尋ねしますけども、この中で、普通旅費が3万9590円というのがあるんですが、この内訳をお答え願いますか。

○学校教育課長

普通旅費3万9590円について、ご説明させていただきます。内訳といたしましては、特別支援教育支援員の特別支援教育支援員研修会出張旅費といたしまして1万3320円、旅費対象者につきましては、44名でございます。また、小学校少人数学級教員配置事業の市費負担講師出張旅費が2万6270円となっております。これにつきましては、小学校3校となっております。

○勝田委員

それでは中学校費の146ページの特別支援教育支援員等配置事業の修学旅行負担金4万8683円について、内訳の説明をお願いいたします。

○学校教育課長

修学旅行負担金4万8683円につきましては、小中一貫研究事業において、コーディネーターとなる教員の講師が修学旅行に引率いたしましたので、県費算定額を負担金として算出したものでございます。

○勝田委員

私はもう大きな勘違いしてしまっていて、これは両方とも、小学校中学校ともに修学旅行に行く際に、特別支援教育支援員の方が引率できる旅費かなと思ったらそうじゃなくて、小学校のほうは、純然たる市内の各小学校に配置しています特別支援教育支援員の方々が市教育委員会等が主催します支援員の研修会に参加する旅費なんです。そして、中学校のほうは、教員の代替講師が発達障がい有する生徒の支援補助の引率者としての旅費を計上しているということで、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

修学旅行4万8683円につきましては、小中一貫教育事業において、コーディネーターとなる講師の代替になっておりますので、その講師が出張した際の旅費となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 55

再開 13 : 00

委員会を再開いたします。

143ページ、小学校費、教育振興費外国人児童教育の支援事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

143ページ、小学校費、教育振興費の外国人児童教育支援事業についてですが、この事業は市内の小学校19校に在籍している外国人児童等に対し、安心して学び、通学できる環境を整備するため、日本語指導教員を指定校に配置し、日本語の理解が難しい児童生徒に対し、日本語指導、あるいは教科指導等を実施するものであるというふうに認識しておるわけですが、この指定校は現在、どこの学校を指定していますか。また、その指定をする際に何を基準にして指定されているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長

まず、ご回答の前に午前中の答弁で修正させていただきたい点がございますので、申しわけありません。午前中に多層指導モデルMIMの事業につきまして、特別支援教育のほうで予算執行しておりますと回答しましたが、学力向上推進事業と同じく、大事業、その他の教育振興費の中で予算執行しておりますので、訂正をお願いいたします。なお、本年度からは大事業、学力向上推進事業費の中に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご回答させていただきます。平成29年度の指定校は潤野小学校、現、鎮西校となっております。学校の指定につきましては、基本的には、公立学校児童生徒統計調査、これは前年の10月1日に行われますが、日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する学校を対象に市が指定を行っております。

○勝田委員

この指定校を決定する際に、今後も10月1日付けの公立学校児童生徒統計調査に基づいて市が指定するといったことでよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

そうでございます。

○勝田委員

かつては、市内の九工大で学んだ学生さんが、卒業後にこの飯塚市で起業し、自国からの知

人や親族等を招いて、そういった方々のご息の方がこの飯塚市で誕生し、学校に入学したときに流暢に日本語が話せないということで、随分、片島小学校に集中していたという時期もあったわけです。そこで現在、この飯塚市内の小学校に通学している児童の中で、日本語指導が必要な子どもさんの実態といいますか、そういった数の推移の傾向といったものがあるでしょうか。なければ結構なんです。

○学校教育課長

指導を受けた児童生徒の推移につきましては、平成26年度が5名、27年度も5名、28年度は9名、29年度9名、そして本年度は10名というふうに少しずつではありますが増加しております。今後も同様な傾向があるのではないかと考えております。

○勝田委員

指導を受けるそういった児童生徒の手続といいますか、指導形態、並びに実際に指導を受けた昨年度の人数は、どうなっていますか。

○学校教育課長

まず指導を受けるまでの手続につきましては、基本的には在籍校とし、指導希望する児童生徒の保護者が、教育委員会に申し込みを行い、教育委員会で児童生徒の状況と、在籍校の校長の意見を参考に指導を受ける可否を決定し、その旨を保護者、そして、関係校へ通知いたしております。指導の形態といたしましては、児童生徒が指定校においては、在籍する学級からの通知による指導、その他の小中学校につきましては、指定校からの巡回による指導を行っております。指導を受けた児童生徒の人数につきましては、昨年度9名の児童生徒が指導を受けております。

○勝田委員

今後、指導する教員、つまり日本語指導教員の資格要件等がどうなっているのか、また、この事業の成果等があればお答えください。

○学校教育課長

現状の資格要件につきましては、小学校、そして中学校の両方の教員免許を持っている方となっております。成果につきましては、日本語指導や教科の補充学習を行うことにより、入級児童生徒が安心して学習ができ、学校生活を送ることができるようになっております。また、日本語の語彙がふえ、日常生活をスムーズに送れるようになり、生活適応の促進となっているような状況でございます。

○勝田委員

ただ、これは、市教委が作成しています昨年度、飯塚市が目指す教育、ナンバー7ですね。7枚目になりますが、これにうたっています賢く、優しく、たくましいって子供たちの育成にもぜひ、つながると思います。そこでしっかり、この事業は取り組んでいただきたいということをお願いしております。

○委員長

次に同じく143ページ小学校費、教育振興費、多層指導モデル推進事業の研修会講師謝礼について勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

143ページ小学校費、多層指導モデル推進事業研修会講師謝礼金についてですが、この研修会の内容についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

多層指導モデル推進事業につきましては、ことなく学力小の層の子供のニーズに応じた指導支援のあり方について理解を深めるとともに、実践的な指導力を高めることを目的に年3回のMIM指導者研修会を実施しております。そのうち、平成30年2月23日にコミュニティセ

ンターで開催しました第3回には国立特別支援教育総合研究所主任研究員の海津亜希子先生を講師に招き、学校の取り組みについて、指導、助言をいただいております。

○勝田委員

先ほど学力向上推進講師謝礼金の関連でお尋ねしたんですが、学力向上の取り組みとして実施されています。徹底反復学習、協調学習では准教授等を年3、4回、招聘しての研修行われていますよね。それに対し、多層指導モデルMIMの研修は、大学の教授、准教授クラスの招聘は、たしか年1回、3回目に迎えていると思いますが、これは、私は少ないのではないかと考えているわけです。多層指導モデル推進事業に対する市教委の考えをお聞かせください。

○学校教育課長

先ほどもご説明させていただきましたとおり、MIM指導者研修会講師謝礼金につきましては、1回となっておりますが、MIM指導者研修会は年3回実施しております。2回の研修につきましては、MIMコーディネーターである飯塚市の教員を講師とし、新たに1年生の担任になった先生方、及び希望者に対し実施しております。また、第2回目はセカンドステージ、サードステージの具体的な指導法についての研修を8月9日に実施しております。第3回につきましては、先ほどご説明した内容です。このように年3回の研修会を実施し、指導者や管理職の知識を深め、指導力の向上に努めておる次第です。また、多層指導モデルMIMは大変有効な取り組みであり、その効果も明らかになっておりますので、今後も飯塚市内、全小学校においてMIMを計画的、組織的に推進し、学力向上並びに特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○勝田委員

今、課長は年3回の研修会を実施し、指導者や管理職の知識を深め、指導力の向上に努めてまいりますということに言われました。しかし、ここ近年の管理職の大量退職に伴う、管理職交代といえますか、それはすさまじいものがありますよね。小学校で言いますと、去年は6名が退職。平成30年末は7名の退職が予定されていますね。ここを2年間で19校のうち13名、つまり7割を超す校長の交代が予定されているわけ学力向上の取り組みだけで考えてみますと、学力の土台となるのは、私は1番下に多層指導モデル推進事業の小学校低学年における読みの力を確かなものにし、次の学年で中学年といえますか、そういった学年で、徹底反復学習等で基礎基本の充実を図り、さらに高学年を主体とした協調学習等で、応用力だとか、表現力、会話力も含めてなんですが、そういったのを駆使し、学んだ内容を意識的に理解し合うことに結びつき、初めて一定の学力の成果が私は、上がっているのではないかと。そういうふうな、考察しているわけです。この多層指導モデルの取り組みの特徴の1つに子供がつまずく前、またはつまずく時期が深刻化する前に指導を行うことができる。また、しなければいけないわけです。それに、今まで、学校の実態として、つまずきのある子どもの指導については、大体、担任任せだとか、そういった担当任せで指導方法、工夫改善等の担当任せで取り組んできた実態があるわけです。しかしこの多層指導モデル推進事業では、つまずきのあった指導を担任任せではなく、管理職を含め学校全体で取り組もうという体制で臨めるのは、大きな特徴ではないかと思っています。ここに毎年、この多層指導モデルで取り組んだ1年間の実践報告書ができ上がっているんです。この中では毎年、19校の小学校の実践の例がこの中に記されています。この冊子自体は、ものすごく全国で学力向上に取り組んでいるけどもなかなか成果が上がらないとか、そういった学校が非常に楽しみにしている。そういったことを実際に海津准教授からお伺いいたしました。ということはいかに今、飯塚市が取り組んでいるこの多層指導モデルの実績も、かなり上がってきているし、中には、日本の中でもトップクラスのそういう指導力を持ちつつあるのではないかとといった評価ももらっています。学校は、やっぱり学校長で大きく変わるといえるのは、これは本当にそう言えます。学校として取り組むべきこと、それか

ら日常的に取り組んでいこうと、それから学力とMIMの相関や、あるいはその関係、そして、全国の学力と飯塚市の学力のデータ比較そういったもの学校長としてどう取り組むべきか等については、やはり管理職が2、3年続けてしっかり聞いて初めて、ある程度、一定の理解できるのではないかなと私は思っています。そのことができない限り、決して教員にも拡大することできないんですよね。また、多層指導モデル事業のこの中で、ステージ1からステージ2、ステージ3と段階に応じた指導がありますよね。その指導するために、確かMIMのPMの結果というのを、処理統計しなければいけませんよね。そういったものを即時支援に行かせるためには、早い段階で、方法が理解できるように入力処理等をきちとこなさなければいけないでしょ。そういったものを最初の第1回目に各学校の校長を含めた担当者、そういったものを集めてするのが最初に1回目にやるべきじゃないかな。そしたらあとは早い段階でうちの学校のステージ1の位置にあるのかステージ3にあるのか、それに合わせた指導が私はできるのではないかなと、そういったことを一応提案しておきます。そこで年3回の研修における管理職の参加率はどうなっていますか。

○学校教育課長

まずMIM指導者研修会につきましては、管理職で新たにならった管理職については必ず1回は参加するようという事で参加を促しております。しかしながら多くの方が主幹教諭時代、そして教頭時代に受けておりますので、この縛りを受けている管理職は非常に少ないのが実情です。実際に管理職が参加しているのは、およそ1割程度で前年度は終わっております。

○勝田委員

ということはやはり、管理職自体も多層指導モデルの有効性だとか、その指導方法、形態等を十分やっぱり熟知してないのは現状じゃないかと思えます。だから、やっぱりこういう、いい実践とか結果をもたらす取り組みはぜひ管理職を中心にして広めないとかやっぱり市の学力全体は上がらないと思えますので、よろしく願いしておきたいと思えます。それから、現在、飯塚市の多層指導モデルMIMの推進、それから、発達支援アドバイザー的な役割を担っている教員は市内に何名存在していますか。

○学校教育課長

小学校教諭1名をMIMコーディネーター及び発達支援アドバイザーとして位置づけ、研修会における講師、本事業の推移のあり方に対する助言等を行っていただいております。

○勝田委員

この件については、私、予算特別委員会の中でも要求していきました。そのときに言いました。1人というのは、非常に少ないと私は思っています。アドバイザーの方がもう違う意味で、今の教職以外のところに要するに転職したとか、違う方向に行かれたら、この事業は本当に継続して、いけるのかっていうのは疑問に思えます。1人でも多くのアドバイザーを育成し、飯塚市内の子ども達のために貢献していただく必要があると思うんですが、いかがでしょう。

○学校教育課長

委員おっしゃいますとおり、現在の1名の方が非常に秀でている状況がございます。しかしながら当然、後進の育成に取りかからなければならないと考えております。やはりMIMのアドバイザーでありますとか、発達支援のアドバイザーには、専門的知識に加えて、非常に情熱も必要になってくると考えております。今後につきましても、現在やっていたらいるアドバイザーの方を中心に、また後輩の育成を図るなり、また県の教育センターでありますとか、国の機関等へ長期や短期の研修員の派遣をするなどして、後進の育成を図ってまいりたいと考えております。

○勝田委員

本当によろしく願いしておきたいと思えます。今までのる述べてまいりましたけれど、こ

の多層指導モデル推進事業で行う研修会は、本市における学力向上に向けての大きな力になっているのは、私は事実だと思います。教育長、そういませんか。

○教育長

課長も答弁してまいりました。多層指導モデルMIMの効果につきましては、教育委員会としても認めているところで、これは特別支援教育もありますが、学力向上においても大きな効果をもたらしておるものと考えておりますので、今後、取り組んでまいりたいと思います。

○勝田委員

ありがとうございます。今後はこの事業拡大及び適切な予算措置をお願いしておきます。この質問は終わります。

○委員長

続きまして143ページ、小学校費、147ページ、の中学校費の教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

小学校費143ページ及び中学校費147ページの本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金ですが、対象校と講師、それから参加者、成果等についてお尋ねいたします。

○学校教育課長

本事業は、技術やスポーツ平和活動なので、世界各地で活躍している本物の方を指導者として招聘し、児童生徒が通常の学習では得られない、体験することで、自己や社会の未来を前向きに考える。いわゆる生きる力を育成していくことを目指して実施しております。小学校のほうではソプラノ歌手に宮良多さんを大分小学校、高田小学校に講師として招聘し、児童、保護者、地域の方が宮良多さんのプロのソプラノ歌手になるまでの経験談でありますとか、生の迫力のある歌声を聞くことで、音楽における本物に触れるいい機会となりました。また、子どもたちも東ティモールでの平和活動についての話を聞かされ、紛争地域で貧困に苦しむ子どもたちの現状や、支援活動の実情を知ることができ、平和について、また社会貢献について子どもたちが考えるいい機会になったと聞いております。また、全小学校の児童生徒を対象にプロサッカーチームでありますギラヴァンツのコーチによるサッカー教室を実施いたしました。ギラヴァンツのコーチの指導がすばらしく、子供たちはサッカーのゲームをしながら、ルールを守ることや、チームワークを体験することができました。また、元小学生である子どもたちに、今後必要なことを話していただき、小学生にとって自分の生き方を考えるいい機会になったというふうに聞いております。中学校では、またロンドンパラリンピックにおいてゴールボール競技で金メダルに輝いた安達阿記子さんを二瀬中、幸袋中、顛田中、穂波西中の4校に講師として招聘し、生徒へゴールボールの体験教室を実施し、みずからの生き方について講話をしていただきました。ゴールボール金メダリストの安達選手は、中学校のときに視力を失ってから金メダルになるまでの努力をされた経緯と自分の可能性を信じる強い心に生徒たちは感銘を受け、夢や希望に向かって努力するすばらしさや、ポジティブな心の持ち方を学ぶことができたというふうに聞いております。

○勝田委員

これは学校教育の教育現場にとっては、とてもすばらしい授業だと思います。また市費単独の事業と聞いておりますし、また私の一般質問で去年だったと思います。西教育長のビジョンをお伺いした際に、キャリア教育に力を入れて、学校教育を推進していきたいというようなことも言われていました。早速、教育長就任の後、学校教育プランの中にしっかりうたわれ、実行に移されていることに非常に、喜びと感謝をしている次第です。あとは、かつて文科省や県教委が実施していた、こういった施策等がありましたよね。そういったものをうまく活用して、途中ですっぽと切ることなく、継続してこの事業取り組んでいくいただくことを切にお願いし

てこの質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に152ページ社会教育費、公民館費、自治会公民館の安全性と建てかえの重要性について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

自治公民館等建築補助金についてお伺いいたします。事業の推進の目的、意義を教えてください。

○まちづくり推進課長

自治公民館の新築、改築、増築、改修に際しまして、自治公民館等建築補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付しているものでありまして、自治会による地縁的な活動、社会教育活動、福祉活動等の振興を図るため、自治公民館を自主的に維持していくことを目的といたしております。

○兼本委員

市内では自治公民館等補助金の対象施設数ほどのくらいありますか。

○まちづくり推進課長

220施設ございます。

○兼本委員

そのうち、今まで何件及び補助金額ほどのくらいなっていますか。

○まちづくり推進課長

平成16年度からみになります。113件、補助金総額といたしまして1億1696万6千円となっております。

○兼本委員

直近の3カ年でどのくらいの申請件数及び補助額がありましたか。

○まちづくり推進課長

平成27年度の件数は12件、653万2千円となっております。平成28年度を補助件数は12件、584万8千円。昨年度、平成29年度補助件数につきましては7件、361万6千円。直近3カ年を合計しますと31件、1599万6千円となっております。

○兼本委員

では、補助金の算定基準について教えてください。

○まちづくり推進課長

まず新築及び改築の補助基準につきましては、補助基本単価に世帯数に応じて設定した補助の対象限度面積を乗じて算出した額の100分の45、本工事費、設備工事等の工事費のトータル見積額の100分の45の低いほうの額で補助金を交付いたしております。また増築及び改修工事につきましては、工事費の総額が30万円以上のもので、補助の限度額を400万円までとしまして、補助対象経費に100分の45乗じて得た額としております。

○兼本委員

自治公民館等建築補助金についてですが、平成29年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書の中に成果と課題に財務側から新築等に係る補助単価の見直しを要求されていたため、本年度は付近自治体の調査等をした上で、要望等の検討を実施したというふうにあります。その結果はどのようになりましたか教えてください。

○まちづくり推進課長

合併後10年、経過いたしました平成28年度に、補助金単価の妥当性について研究し検討するために、県下10市町を対象に調査を行っております。公営住宅工事費単価を使用している自治体としましては本市と嘉麻市のみ、また毎年改定を行っている自治体としましては、本

市と福津市でございました。補助限度額につきましては、地区内の世帯数に応じて設定しているもの、また事業費に応じて設定しているものとさまざまでございました。そのようなことから検討、研究いたしまして、本市につきましては、この補助単価を使用するのは、新築、改築にかかるものとしたしております。また地域には人口や世帯数にばらつきがあり、本市では地区内世帯数に応じて建物を、限度面積を4段階に細分化いたしております。近隣自治体との調査結果としましては、新築に係る補助金比較をしたところ、本市補助金は10市町の中で、中間に位置しております。当課といたしましては現在の補助単価の決定方法が、妥当であると判断いたしているところでございます。

○兼本委員

簡単に言うと今までと変わりはないということなんでしょう。

○まちづくり推進課長

はい、そのとおりでございます。

○兼本委員

自治公民館等は、災害時などに自主避難所となっているところが多くあります。安全性はもちろん、建てかえの重要性について、市はどのようにお考えになっていらっしゃるか教えてください。

○まちづくり推進課長

自治公民館につきましては、地域の重要なコミュニティ施設でありまして、災害時におきましても自主避難所としての役割もあることから、安全で利用しやすい、施設が求められております。自治公民館の建てかえ等につきましては、地域の方々のご意見等をお聞きしながら、ともに考え、安心安全な施設、そして、地域の方々が集いやすい施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

平成16年度からなりますので約14年間で113件ということですが、220施設あるということで約半分ぐらいということですよ。補助金申請されてやっているところが。恐らくあと残りの半分というのは、例えばそういうまだ時期ではないということとか、あと少子高齢化に伴って自治会で準備できる費用も集まりづらいつつとか、お願いがしづらくなっているといった問題を抱えたり、あと建築費が高いというような形で、なかなか計画が進まないところもあるというふうに聞いております。例えば自治公民館として使用している建物が本当に危険な状態だよと言った場合のときに本市としてはどういった対策といいますか、何か方向性をお考えになるか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長

質問委員、言われますように確かに老朽化している自治公民館も、多々あろうかという形でお話を聞いております。現行、先ほど申しました補助金交付要綱に基づきまして、補助金がこうしてございます。また危険な自治公民館につきましては、常に自治会長を中心に地域の方のお話を聞きながら、ともに考えていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

毎年、補助金の交付額も多いと思いますし、大変だと思うんですけども、自治公民館は地域コミュニティの重要な拠点でもあります。公民館の建設に当たり、自治会内で準備できる費用にも本当に限度があります。地域の安全、安全安心は、まず地域から、言われていますけど、市が推奨する自主防災組織の推進に当たりましては地域の防災拠点、またコミュニティ拠点である自治公民館の建設、維持、運営に対して、自治会の負担がより軽くなるような、補助であったりとか、あと何かほかにこういうものが使えますよとかいうものがあれば、ぜひアドバイスいただきながら、ご尽力いただきますよう強く要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第10款教育費から第13予備費までの質疑を終結いたします。

次に歳入についての質疑に入ります。第1款市税60ページから第22款、市債、78ページまでの質疑を一括して許します。まず質疑事項一覧表に記載されております。63ページ、土木使用料、市営住宅使用料及び、市営住宅駐車場の使用料がそれぞれ2%減になった理由等については取り下げの要請が来ておりますのでこれをお受けいたします。

次に71ページ、72ページ、財産運用収入、基金運用収入、利子及び配当金の運用について永末委員の質疑を許します。

○永末委員

71ページ、財産運用収入、基金運用収入、利子及び配当金につきまして質問させていただきます。基金の運用方法についてなんですが、この運用については、債権による運用と預貯金による運用をされておるかと思うんですけど、その内訳の額とそれぞれの利子を及び運用収入についてお答えください。

○財政課長

平成29年度飯塚市決算に係る主要な施策の成果説明書、こちらの135ページをごらんください。これの左側の表は、基金の運用種別現在高となっております。平成29年度に運用した額は、平成28年度末現在高に近い数字となりますので、その額でお答えしますと、預金が138億8752万8千円。債券が119億9436万2千円となっております。なお、債券の内訳としましては、20年利付き国債が105億5479万4千円、30年利付き国債については、14億3596万8千円です。続きまして右側の表、こちらのほうは、平成29年度における預金利子運用収入内訳となっております。預金利子が3183万6千円。債券による運用収入が1億5122万円となっております。

○永末委員

預金のほうが大体138億円、債券のほうが大体120億円というふうな状態かと思うんですが、ちょっとわかりやすいように預金利子、また運用収入の額のそれぞれの運用額に対する割合はどのような何になっておりますでしょうか。

○財政課長

預金利子または運用収入をそれぞれの運用額で割った数値を100分率で申しますと、預金は0.23%、債券は1.26%でございます。

○永末委員

3月の予算特別委員会のほうでも申させてもらったんですが、本市の歳入の確保において、今の率を見ても明らかなように、債券による運用のほうが、当然に率が高いというふうな結果が出ております。ですので、まずこの債券による運用の割合というのを少しでもふやして、運用益を確保するというふうな方法をまず検討されてはどうかと思うんですが、答弁をお願いします。

○財政課長

現時点の債券と預金等の保有状況で申しますと、預金による運用よりも債券による運用のほうが収益性にすぐれております。このように要因としましては国債の利率が高い時期のものを今保有しているということによるものでございます。現在の市場の状況は、預金等の利率よりも国債の利率のほうが高い状況ですけれども、そのため国債に人気が集まっております。購入の際には高い価格で購入するというようなことになっております。ですので、債券での運用ということにつきましては、ちょっと慎重にとらざるを得ないというような状況でもであると

考えております。私どもも少しでも基金運用による収入を多く得たいという思いがございますので、研究検討を行って、できるだけ獲得できるようにしたいと考えております。

○永末委員

今の答弁からしますと今の国の状態的に今は、買う時期じゃないというふうなところなのかなと思うんですが、それはあくまで預金と国内債券での保有というふうな前提条件に立った場合はそういったことになるかと思うんですが、例えば、仮に債権の割合をふやしていった場合にどうなるかという、今現時点で預金と債券が大体53対47位の比率になるんですが、そこから上がってきている収益が1億8200万円ぐらい。仮にこれを、割合を、預金を40にして債券を60にした場合は、それで2億1千万円ぐらいに今の利率でいきますとなるかなというふうな私の計算なんですが、要は仮にそのぐらい割合を変えていたとしても、それほどインパクトがあるものではないというふうな計算の結果になります。ですので、何が申し上げたいかといいますと、例えば国でありますとか県でありますとか、他自治体の取り組みっていうのを積極的に参考にすべきじゃないかと思うんですが、その中で特に現在の運用力を大きく高めています厚労省所管の独立行政法人であります。年金積立金管理運用独立行政法人というのがございます。当然に規模も財産の規模も違いますし、その分の基金の目的というのも違う部分あるかと思うんですが、ちょっと参考程度に聞いていただきたいんですが、例えば独立行政法人というのは、平成13年に年金資金運用基金として設立され、平成18年に独立行政法人化をしております。その中で、平成13年時点では、国内債券、国債だと思うんですが、その所有の割合が7割であったのが現在の15年後の平成28年です最新の情報ですと、その国内債券の割合が3割超ぐらいになっているということで、大きくポートフォリオというんですか、資産の構成割合というのを大きく変えてきております。実際に運用パフォーマンスがどのぐらい出ているのかという、全体として直近5年の平均で6.48%ぐらいの運用パフォーマンスを出してきているというふうな情報がございます。特に資産構成割合とか見ていきますと、そのときそのときで変えているようなんですが、国内債券で35%、国内株式で25%、外国債券で15%、外国株式で25%というふうな状態のようです。いきなりちょっと為替の問題がありますんで海外のものにとというのは、ちょっと手が出しにくいかもしれないんですけど、国内の株式というのは、ちょっと検討していただいてはどうかと思います。この点に関しまして、今、庁内のそちら側のほうで検討されたことがありますでしょうか。

○財政課長

株式に関しましては検討したことがございません。

○永末委員

それはなぜでしょうか。

○財政課長

地方自治法におきまして基金は、确实かつ効率的に運用しなければならないというものがございまして、それに基づきまして飯塚市におきましては、安全性の確保としまして元本保証を基本に考えているということからです。

○永末委員

それは国内株式を所有することはできないということではないということですかね。

○財政課長

法律上は、确实性という言葉でございまして、飯塚市におきましてはそれを元本保証しておりますので、飯塚市の考え方として、元本保証にしているため、元本の保証とならないものについては、株式もそうですけれども、そういったものにつきましては、保有しないでおこうという方針にしているというところがございます。

○永末委員

考え方の問題ということですので、考え方を変えていただければ、所有できるということになるかと思うんですが、当然に今まで預金と国内債券で持ち続けてきて国内債券のほうに移行しただけでもだいぶ、しっかりと積極的にやっているんですよというふうな、お考えというのもよくわかるんですが、当然この質問の前提として、従前から申し上げているように、他の自主財源の確保、財政見通しのほう、当然のそちらのほうから出されているんですけども。財政見通しは非常に厳しいというところで市長とも、一度この財政見通しについてお話をさせてもらったことがありますけど、市長は市長なりのお考えがあったかと思うんですが、この見通しが非常に厳しいものであるというのは当然変わらない現実だと思います。その現実の中で、じゃあどうやって手を打っていくのかということだと思んですが、そういった部分で、従前よりふるさと納税でありますとか、今からちょっと質問しますけど財産の利活用、そういったところを提案しておるんですけど、例えばこういうところでその1つ考え方というのを申されましたので考え方を換えればできることであれば、それは考え方を換えていく。飯塚市の状況として変えていく1つの状況にあるのではなかろうかと思うんですが、市長、副市長をご答弁いただけますか。

○行政経営部長

ただ今、財政課長が説明をしておりますが、基金の運用であります。質問委員の言われることも十分わかっておりますし、歳入確保に私どもも非常に努めているところでございます。自治法のみならず、地方財政法では、その4条の3の中に、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買入れ等の確実な方法による有しななければならないとされています。ただこの最後の部分で、その他の証券の買入れ等の確実な方法ということところで少しにごさされていますので、株式でやっているところが市町村ではあるかもしれませんが、私にはまだ見聞きしておりませんし、今、財政課長が言っていますように、株式というのは元本保証がありません。国債については一定期間の期間を保有すれば、元本保証されるということから、確実性というところで、国債という形を持っています。この国債の比率についても以前は預金に従った形で運用しておりましたけども、国債で運用してやっていたほうが良いということと基金が随分ここ数年ふえたということ、それから減債基金をかなり持っています。この減債基金というのは償還に要するものですから、長期的に保有できるということから行っておりますので、当分この形で元本を保証した形で、運用していきたいというふうにあります。ただ今質問言われますようにいろんなことを先進地の事例もありますので、研究をしていき、歳入確保に努めてまいりたいと考えております。

○永末委員

今の行政経営部長の答弁聞きますと、株式で持つというのはやはり、まだ時期早尚であり、リスクが高い危険性が高いというふうな、認識だということによろしいのでしょうか。

○行政経営部長

現時点ではそのように考えております。

○永末委員

となりますと厚労省所管のGPIFは非常にリスクの高いことをやっておるという認識を持っておるということでしょうか。

○行政経営部長

ここ数年前だったと思いますが株式が非常に暴落したという時期にかなりマイナスが出たというのを記憶に残っております。ただ、資金量が非常に多いものですから、非常に多くの銘柄を恐らく証券関係の大手の証券関係のほうが入って運用しているのだらうと思います。本市では、金額にして250億円から270億円ぐらいの金額でありますものですから。それとすぐに運営に使わないといけない部分もかなりあります。そういうことから、それほど多くの銘柄

を随時買って売り買いをしながらやっていくというのは非常にちょっとリスクが高いというふうには考えております。

○永末委員

私としましては今持っている預金でありますとか債券すべてを株式にというふうなことも一切言っておりませんし、株式を持つ割合を少し考えたらどうかというふうな提案をしておるつもりでございます。ですので、今、経営部長言われたようなところというのはそういった資産構成というのを工夫すれば、打開できる部分じゃなかろうかと思えますし、私先ほども述べているように、なぜこういった提案するかといいますと、財政調整基金のほうで10年間で130億円減るというふうなことを財政課のほうが出されているわけですから、そういうふうにして所有の状況を変えないというのであれば、逆に言うと130億円減るこの基金に対してどういうふうな手を打つような考えを持っておるのかということまで申し述べていただかないと、それは結局その答弁として納得はできないわけです。そういった部分等を考えがあるのであれば答弁をお願いします。

○財政課長

質問委員が提案していただいている株式につきましては、今のところ私どもの方針中に合致するものはちょっと、見当たらないところでございますけれども、先ほど行政経営部長が申しましたとおり、先進地の事例等を研究しながら、そういったことをしているところがあれば、そういったことも研究して、取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○永末委員

それはいつまでに行われていつぐらいまでに報告いただけますか。

○財政課長

今のところ、どこで株式をもってしているというようなことを確認できておりませんので、いつというのはちょっと今のところ申し上げにくいところでございますけれども、できるだけ早いうちに確認をして研究してまいりたいと思います。

○永末委員

ぜひとも検討していただきたいと思います。仮に今、平成28年現在で258億円ぐらい基金があるんですけど、それを、仮に預金と債券と株式で、3等分で所有した場合というのは、大体、仮にこの株式の利率をGPIFの株式の利率で計算した場合ですけども、大体13億4700万円ぐらいの利率が上がってくるというふうな計算になります。仮にこのGPIFのほうで運用できないにしても、半分にしたとしても、6億円ぐらいの果実を得られる計算であります。今現状が1億8200万円ですので、その差というのは、大きいものでもありますし、それは自主財源の確保という部分で十分に検討に値するのではなかろうかと思えますので、この部分、ぜひとも前向きに検討していただきますよう要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

続きまして72ページ、財産売払収入、不動産売払収入、売払額が大きく増加した理由についてと、今後の売払いの方向性について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

引き続き72ページ、財産売払収入、不動産売払収入の分についてお聞きします。まず、この不動産売払収入の売払額が大きく増加しております。昨年度が4900万円であったのに対して、今年度が4億6600万円ということで、大きく増加しておりますけど、その要因についてご答弁をお願いします。

○財産活用課長

不動産売払収入につきましては、平成29年度に飯塚野球場跡地、2億6888万円及び穎田病院敷地、1億2779万6596円、合計で3億9667万6596円となります。広大地の売却を行ったために、前年度に比べ収入が大きく増加したものでございます。

○永末委員

29年度に関しては、その大きく延ばせる要因があったという部分かと思うんですけど、この部分に関しても私も行政財産をすべて売り払って、何でもかんでもお金にかえたらいいじゃないかというふうなことは当然言うつもりもございませんし、そういったこともできないでしょうけど、先ほどと同じような考え方でやはり収益を、埋める部分に関してはしっかりと検討して行って、売却なり賃貸なりされてしっかりと財源を確保していくということが必要じゃないかと思うんですが、市として今後この売り払いの方向性というのはどのように考えられておるんでしょうか。

○財産活用課長

今後の売り払いの方向性につきまして、委員ご指摘のとおり、貴重な歳入確保に資するために積極的に利活用を図ってまいります。これら物件は住民の方々の財産でありますことから、地元自治会等とも十分に事前協議調整を行いまして、売却の準備が整いました物件から順次、積極的に売り払いを実施していきたいと考えております。

○永末委員

こういった不動産の活用に関しても、先ほど申し上げましたけど積極的に行っていただきたいと思えます。以前、片峯市長の時代ではないですけど、前の齊藤市長の時代に市民の方からこの公有財産の活用させてほしいというふうなことを受けまして、市のほうとも協議をしたんですけども、ちょっと詳細はちょっと失念しましたが、要はちょっとそれはかなわなかった、できなかったというふうなことがありました。理由いかにあるかと思うんですけども、可能であれば先ほどのような形でその考え方をどう持つかというふうなところがあるのであれば、そこは積極的に、今後は行っていただきたいというふうな要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

次に77ページ市債、合併特例債の残額の活用について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

資料の12ページになります。この合併特例債の活用についてなんですが、今後のこの特例債の活用限度額の残高と活用期限について、まず答弁のほうをお願いします。

○財政課長

残額につきましては、ソフト事業分では、地域振興基金積立事業において、活用限度額一杯の38億円を活用しておりまして、残額はございません。ハード事業分では、活用限度額の469億2820万円に対しまして、平成29年度末までに、資料追加資料の12ページでございます、表の下の2行目に平成28年度末累計額の計の欄に記載しております、373億5840万円を活用した結果、表の1番下、今後の活用限度額の欄の95億6980万円の残額となっております。活用期間につきましては、本年4月の法改正で5年間延長となっております。本市につきましては2025年度まで活用できるようになっております。平成30年度末の見込みとしましては、今後の活用限度額の欄の74億1230万円となっております。

○永末委員

平成29年度末で約95億7千万円、平成30年度末の見込みですけど74億1千万円の残額ということで、期限も2025年までの延長となっておりますということですけども、ちょっと今後のことですけど、この残額全て活用していくというふうなお考えなんですか。

○財政課長

昨年度公表いたしました財政見通しにおきましては、この合併特例債を活用しながら、今後の事業をしていきたいと考えております。全てを活用して、事業を行っていかうと考えております。

○永末委員

細かくお答えするのは難しいと思うんですけど、大体主にこういったものに利用しなくてはいけないというふうに考えられておるのでしょうか。

○財政課長

これまで活用してきた事業につきましては、そのまま活用するという見込みでおります。それ以外にも、今後予定される事業について、起債をする際に合併特例債を活用したほうがもちろん有利でございますけれども、ほかにも起債のメニューがございますものにつきましては、そちらを活用するようなところで考えて、充当していきたいと考えております。具体的な事業名につきましては、まだそれが決定しているところではないので、申しわけございませんがこれでよろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 01

再開 14 : 14

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

60ページ、市税、市民税収入に関してお聞きいたします。昨日の質疑の中でもふるさと納税が多く問われていました。逆に市民税の中で、他市へのふるさと納税によって市から流出した金額、おおよその程度になるのか、ご案内ください。

○税務課長

ふるさと納税に関して飯塚市に住まいの方がふるさと納税をした場合の控除の額としてですが、平成27年の1月から12月までにふるさと納税をされた方、28年の課税になりますけれど、そこで市民税控除を受けた額は2118万円、同じく翌年は3939万円、そして今年度、30年度の課税になりますけれど、そちらのほうは5830万円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第1款市税から第22款市債までの質疑を終結いたします。

次に、保留していた江口委員の質疑、103ページの児童措置費の虐待対応について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

Aケースについて説明いたします。平成29年度のAケース3件ございます。その虐待の種類につきましては、身体的虐待が2件、これは29年度新規ケースと、Bケースからの変更ケースになっております。それとネグレクトが1件、これはその他のケースからの変更ケースになります。関係機関といたしましては、家庭児童相談室、児童相談所、学校、児童クラブ、保育所、病院、保健センターとなっております。支援内容につきましては、学校、児童クラブ、保育所での状況の確認を行い、各関係機関が保護者との信頼関係を築きながら、状況によっては一時保護の検討を行うなどのケースと、あと家庭児童相談室と、関係機関で家庭訪問を行い、生活実態の把握と改善策についての助言、指導を行っているケース、また、保健センター及び

家庭児童相談室から家庭訪問を行い、保護者の話を聞きながら助言を行い、保育所から児童の状況を確認し、状況によっては一時保護の検討を行うケースなど、それぞれ状況に応じ対応を行っております。平成28年度のAケース、これはネグレクトが1件ございます。このケースはBケースからの変更のケースになります。関係機関といたしましては、家庭児童相談室、児童相談所、病院、保健センター、教育委員会、学校となっております。このケースにつきましては、本市在住ではなくなったため、転出先の市町村へ引き継ぎを行っております。

○委員長

○江口委員

関係機関等の支援なんですけど、支援に関して助言、指導以外に直接的な支援に関してはどういったものがございますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。例えば、病院なんかは受診の指導とかそういったことを行っております。

○委員長

助言、指導以外は受診しなさいという指導、それのみということですか。

○子育て支援課長

就労支援、そういったものも指導を行っております。

○江口委員

ネグレクトに関しては、貧困からくるものとかもあるわけですが、そういったケースに関して何らかの経済的支援とかはやっていないのかどうか。また、ネグレクトから来る、例えばごみ屋敷みたいなケースとかもあるかと思いますが、そういったところでのヘルパーの派遣等々の家事支援とかいうのはやっていないということではよろしいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:20

再開 14:21

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

ひとり親世帯に関しましては、支援はございますけれども、虐待等における支援というのは、現在ございません。

○委員長

つまり、今回のケースではやっていないということではよろしいですね。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

次に、要保護児童連絡協議会はどういった動きをしているのか、ご案内ください。また、すいません、最初に構成員について資料も出していただいております。構成員についてご案内いただけますか。

○子育て支援課長

要保護児童連絡協議会の構成につきましては、嘉徳鞍手福祉事務所、国、また、地方公共団体の機関といたしましては、嘉徳鞍手保健福祉環境事務所、筑豊教育事務所、田川児童相談所、飯塚市保健センター、飯塚市教育委員会、飯塚市福祉事務所、福岡県、飯塚警察署、福岡法務局飯塚支局、飯塚少年サポートセンター。法人といたしましては、飯塚医師会、福岡県立大学。法人以外としましては、民生委員児童委員協議会、飯塚市保育協会、飯塚市中学校校長会、飯

塚市小学校校長会。その他必要と認める機関といたしましては、福岡県弁護士会、飯塚病院、構成員としては以上となっております。また、要保護児童連絡協議会、こちらにつきましては、代表者会議を年1回、乳幼児部会を年2回、あと、部会を年3回の定期的で開催し、各ケースの支援方法を協議し、決定しております。また、それ以外に、随時ケース会議を実施しております。各ケースにおきましては日ごろより関係機関と連絡をとりながら、家庭訪問を行うなど支援を行っております。

○江口委員

追加資料の85ページに構成機関に関しては書いていただいている、1番下のその他の必要と認める機関等についてはこの注の1、県弁護士会並びに飯塚病院ということですね。ここに書いてあるもので構成されるということですよ。あと、代表者会議並びに部会の開催については、次の86ページにあるという形と思いますが、代表者会議の会議内容について、ご案内いただけますか。

○子育て支援課長

代表者会議につきましては、ケース検討会のほかに関係機関、部会、部会委員の変更や協議会に関する要望と、委員から出された意見について、協議検討を行っております。

○江口委員

ケース会議について、ケース会議で扱った件数と人数、並びに開催数と参加者について、ご案内ください。

○子育て支援課長

ケース会議につきましては、29年度は54回実施しております。28年度は52回、27年度は56回開催しております。参加機関といたしましては、子育て支援課、児童家庭相談室、生活支援課、保健センター、教育委員会、これは児童クラブ、教育研究所、児童相談所、警察、保健所、少年サポートセンター、保育所、幼稚園、小中学校、大学、病院、子育て支援センター、民生委員、弁護士となっております。

○江口委員

江口委員にお知らせします。残りの質疑時間が5分を切っておりますので、よろしく願いいたします。

○子育て支援課長

ケース検討会議の回数は、29年度54回、28年度52回、27年度56回となっております。対象世帯数は35世帯、対象児童数は44人となっております。

○江口委員

各関係機関等の支援内容、それぞれがいろいろなところで支援するかと思うんですが、その支援内容についてご案内ください、助言、指導を除いた形でお願いいたします。

○子育て支援課長

29年度の主たる支援機関の支援件数、支援内容につきましては、それぞれの支援機関もしくは連携して、家庭訪問による助言、指導、ひとり親については必要に応じサポート事業の利用の案内、児童相談所におきましては、状況によって一時保護を行うなど、対応を行っております。児童相談所につきましては、職権保護、一時保護、立入調査、訪問相談業務全般などを行っております。警察につきましては一時保護、立会、安否確認、立入調査等を行っております。生活支援課につきましては、ひとり親、自立支援員による訪問等を行っております。保健センターにつきましては、新生児訪問、療育支援等を行っております。教育委員会につきましては就学援助、不登校対応などを行っております。サポートセンターは、いじめ、非行、補導などを行っております。保育所等につきましては、虐待が疑われる児童の通告、経過観察と保護者への指導などを行っております。小中学校につきましても、不登校児への訪問、面接、助

言等を行っております。弁護士につきましては、児相が行う支援困難ケース検討による会議に出席いただきまして、助言を行っていただいております。拠点病院につきましては、地域病院による診療、治療、カウンセリングなどを行っております。以上のような内容でございます。

○江口委員

だとするならば、今の話の中では、幾つか抜けていたかと思うんですが、県立大等々抜けていたかと思うんですが。全てご案内されましたか。県立大はどうなっているんですか。

○子育て支援課長

児相が行う支援困難ケース等の助言等を行っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:30

再開 14:31

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

法務局につきましては、権利擁護に関する助言を行っております。

○委員長

教育とかは言った。

○子育て支援課長

就学援助を、はい。

(発言する者あり)

申しわけございません。保健所につきましては、保健センターと連携し、助言、指導、筑豊教育事務所につきましては、県の立場から教育委員会への指導、連携を行い、助言、指導を行っていただいております。

○江口委員

では、虐待の傾向についてお聞きしたいと思っているんです。対象者の年齢別の、どんな方々が多いのかとか、並びに今子どもの話、合わせて保護者にもいろいろな属性があるかと思えます。そういった方々、子どもないし保護者について、どういった傾向にあるのか、つかんでおられましたらご案内ください。

○子育て支援課長

29年度の要保護児童の保護者の年齢別件数につきましては、ひとり親世帯は20代前半が2件、20代後半2件、30代前半が9件、30代後半が3件、40代前半が2件、40代後半が6件、50代以上が3件、合計27件となっております。

また、両親がそろっている世帯といたしましては、30代前半が4件、30代後半が4件、40代前半が4件、合計12件となっております。29年度の児童の年齢別といたしましては、就学前児童が34人、小学生以上は44人となっております。傾向といたしましては、ひとり親の30代前半の家庭が多く、虐待の傾向としましては、ネグレクトの割合が多くなっております。

○江口委員

30代のひとり親でネグレクトが多いという傾向ということでもあります。ということをお考え合わせると、まず容易に想像できるのが、貧困だと思うんです。そこに対してどういった支援があるのかということをお考えすると、今お話になった部分だと、早々、十分な支援が行われていないのではないかと推察いたします。養育支援訪問事業でお聞きいたしますが、養育支援訪問事業は、ヘルパー等をもともと派遣できる事業であります。飯塚市の養育支援訪問事業では、そういった家庭、一般家庭2人親がおられたとすると。経済的に困っていて、ごみ屋敷みたい

な環境になっていると。風呂にも入れていなかったりするし、衣服も汚いという家庭があったときに、どういった支援ができますか。

○子育て支援課長

本市が行っている養育支援事業といたしましては、家庭における養育環境の影響が大きいと思われるので、本市におきまして、母子手帳交付時に支援が必要と思われる特定妊婦及び乳幼児全戸訪問によって、支援が必要と思われる方を対象に随時訪問にお伺いしております。

○江口委員

訪問に行って何をします。助言、指導以外に何かできますか。

○子育て支援課長

現在のところ、助言指導を行っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 37

再開 14 : 40

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。生活困窮に至りましては、生活保護に結びつく生活保護申請の紹介とあとはひとり親サポート事業、また、その他母子福祉事業の紹介等を行っております。

○江口委員

それは確実にやっておられますか。あと、もともと養育支援訪問事業というのは、これやれる形なんです。だけれども、飯塚市の要綱の中で、産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助に関しては、産褥期の母子に対する部分しかできないという形になっているわけです。本来であれば、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭及び虐待のおそれまたはそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭にも、そういった家事等の援助ができる、厚労省の要綱に上っているんだけど、ただ飯塚市としてはこれを産褥期に限っているわけなんです。では、そういった部分に関しては、十分紹介できているのかというと、果たしてどうなんだろうと思わざるを得ません。現状において、虐待防止に関して何が不足していると、体制として不足していると思われませんか。また、要対協の状況について、どう思っておられますか。

○子育て支援課長

現行の要対協につきましては、現体制で対応できていると考えております。今後も関係機関と連携を取りながら運営していきたいと考えております。また、子育て支援課の家庭児童相談室につきましては、29年度は家庭児童相談員及び母子父子児童自立支援員が4名体制で運用しておりましたが、30年度からは1名増員し、5名体制で運用しております。今後は、専門職、保健師等の配置を含め体制を強化していきたいと考えております。

○委員長

江口委員に申し上げます。残り質問時間が1分少々でございますので、よろしく願いしておきます。

○江口委員

要対協について、先ほど児童クラブという発言がありました。児童クラブ、要対協の構成員ではないんです。先ほどケース会議に参加していたけれど、構成員ではありません。また、子育て支援センターとありましたけれど、街なか子育て支援センターであれば、直営ですから関係機関に含まれますが、そうでなければ含まれないはずであります。そういった部分があるかと思っています。また、児相がつかんでいる152件のケースがあったかと思いますが、それ

はこちらのほうでは全部把握しているという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、その件につきましても把握は行っております。

○江口委員

要対協でもきちんと検討しているということですか。

○子育て支援課長

要対協で全てを検討しているわけではございません。

○江口委員

新しく雇った方についても、教員免許も持った方ではありますが、専門性を持っているかという点、本来であればソーシャルワーカーとか、そういった方々を雇うべきであったと思っています。そのためのプラス1だったはずなんです。そういったことを含めてしっかりと見直しをしていただきたいと思います。申し述べておきます。

○委員長

次に、総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています防災・災害対策関連について、川上委員の質疑を許します。なお、川上委員より質疑に際してパネルを使用したい旨の申し出がっております。委員長においてこれを許可しておりますので、ご了承をお願いいたします。

○川上委員

防災及び災害対策関連事業決算（災害救助、浸水対策事業、道路橋りょう、調整地・樋門・排水機場の管理、常備消防及び防災事業に係る事業の成果と課題等について）、お尋ねをします。平成29年度施政方針は、浸水対策につきましては飯塚市防災浸水対策基本計画に基づき事業を実施しておりますとこのように簡潔に述べています。平成29年度中に取り組んだ、主な浸水対策事業は何か、その成果、今後の課題をお尋ねします。

○土木建設課長

飯塚市防災浸水対策基本計画では、平成23年度から平成29年度までの7年間が経過しております。現在は、中期計画事業に取り組んでいるところでございます。成果につきましては、一概に比較はできませんが、事業が完了いたしました箇所については被害の軽減が見られております。また、課題につきましては、平成27年度までは合併特例債を充当することで進捗を図ることができましたが、今後は財源確保が厳しく、補助事業などの適用による財政負担の軽減について、課題となっております。

○川上委員

今のは土木建設課の所管についての答弁ですか。

○土木建設課長

すいません、主な事業について、説明が飛んでおりました。下水道事業費におけます平成29年度に実施いたしました主な事業は、蓮台寺川河川改修工事、栄町地区排水路改良工事などがございます。工事以外では、水江排水ポンプ場の公共下水道事業計画変更委託、上三緒排水ポンプ場実施設計業務委託、熊添川流域調整地測量設計業務委託などの委託業務を行っております。

○川上委員

それでは、土木管理課所管ではどうか、お尋ねします。

○土木管理課長

平成29年度の各所浸水対策工事は、3817万4760円となっております。内容につきましては、幸袋地区を初め28件の工事を行っております。具体的には、大雨時における道路の雨水を素早く排水できるように、既存のL型側溝の所々にグレーチング柵などを設置するよ

うな工事が主な工事となっております。

○川上委員

次に、農業土木課所管ではどうか、お尋ねします。

○農業土木課長

農業土木費における平成29年に実施した主な事業は、鯉田地区の鯉田井手ノ上用排水路改良工事、柏の森地区の金池用排水路改良工事がございます。また、各所改良工事では、主に小規模な浸水解消工事や用排水路のしゅんせつ等26件の工事を行っております。

○川上委員

7月の西日本豪雨は、平成29年度を含むこの間の取り組みを検証する機会になりました。市の検証会議は、国、県と一体となって、第1回が8月31日に行われ、第2回が9月26日の予定と聞いています。きょうの質問がこの検証に役立つことを期待しています。まず、平成15年と平成30年の降雨状況の違いを考慮しながら、現実の被災状況、その後の対策を比較検討することは、検証のための視点として有効だと考えます。平成15年というのは、7.19の大水害ですけれども、全体として市はどう評価しているか、お尋ねします。

○土木建設課長

今回の7月豪雨は、過去に災害が発生いたしました平成15年及び平成21年の雨が短時間に非常に強い雨が降るゲリラ的な集中型の降雨であったのに対し、中規模の雨が持続的に発生し、24時間雨量が観測史上最大となるなど、過去の降雨の波形と異なるものでございました。質問委員が言われますように、降雨状況と被災の状況を検証し、その地域の実情に合った対策を検討する必要があると考えております。今後、河川管理者であります遠賀川河川事務所や福岡県と連携して、対策について検討してまいります。

○委員長

川上委員に申し上げます。ただいまの質疑、答弁に関しては、平成29年度の決算審議をしております。それに見合うような質問をしていただきたいのですが、今後のことが中心になっているような質問ですから、そこら辺についてはお考えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○川上委員

ここで、今回、被害が比較的になかったという明星寺川流域と、これまで経験したことのない浸水が発生した庄司川流域について伺いたいと思います。まず、明星寺川流域について、今回の被災状況を伺います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:51

再開 15:05

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

明星寺川におけます、今回の豪雨により浸水被害の報告はありませんでした。

○川上委員

平成29年度を含めて、平成15年度以降行った対策の中心点は何か、財政出動の状況を伺います。

○土木建設課長

明星寺川流域では、明星寺川の河川改修、明星寺川排水機場、明星事川調整地及び姿川調整池が整備されておまして、その総事業費は約114億円となっております。

○川上委員

浸水対策効果をどう評価するか、お尋ねします。

○土木建設課長

今回の豪雨におきまして、明星寺川流域では浸水被害が発生していないことから、これらの対策の効果が発揮されたものと考えております。

○川上委員

遠賀川流域の流下能力の、遠賀川の流下能力の拡大と合わせて、明星寺川の流入抑制、流下能力拡大、ポンプ排水能力の拡大を進めてきたということが重要だったと思います。

次に、庄司川流域についてです。今回の被災状況を伺います。

○土木建設課長

庄司川流域におけます、幸袋地区になりますが、今回の被災状況につきましては、浸水面積で139ヘクタールと推測しております。また、住家になりますけれども、床上浸水が235戸、床下浸水で169戸となっております。

○川上委員

平成29年度を含めて、平成15年度以降行った対策の中心点、財政出動の状況をお尋ねします。

○土木建設課長

庄司川流域での対策についてでございますが、県の管理河川でございますので、県事業として平成22年度に庄司川橋下流から津島橋までの1400メートルの区間において河川整備が計画され、現在は最下流部の庄司川橋の架けかえの取り組みが行われております。平成29年度までに調査設計や一部護岸改修が行われ、その事業費は約4億4千万円となっております。また、本市ではさらに治水効果を高めるための調整池整備を平成23年度から防衛省に要望を行っていましたが、事業化が困難であることから、平成30年度、今年度予算により当該流域の浸水対策を検討する委託業務を行っているところでございます。

○川上委員

そうすると、平成29年度までは上流部の調整池機能の確保の手だてはうまくいっていないということですか。

○土木建設課長

現在のところ見通しは立っておりません。

○川上委員

庄司川の上流で水の流入を分散するバイパス構想などは検討したことがあるか、お尋ねします。

○土木建設課長

流域を分散させるバイパス化の検討につきましては、行ったことはございません。

○川上委員

明星寺川流域の場合は、平成15年の浸水を受けて、上流部で水を抑制するという努力に、考え方を変換しているんだけど、この庄司川流域の排水の考え方は、どういうふうになっていきますか。

○土木建設課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、具体的な対策につきましては、国、県、市が連携しながら、この地域の実情に合った対策を検討していかなければならないというふうを考えております。

○川上委員

財政出動の規模が大きくなるので、当然ながら国、県、そして市という形になろうと思うけど、明星寺川流域のように上流部で出水を抑制していくと。あるいはバイパスしていくと。そ

れと同時に、ポンプ能力をアップするだとか排水能力を高めるといことが重要だろうと思うんだけど。そこで、庄司川が流域の水を全て集めて、庄司川排水機場へ向かう仕組みに、今なっています。水害常襲地区となっている柳橋の被災状況を、市としてはどう受けとめるのか、お尋ねします。

○委員長

答えられる。

○土木建設課長

質問委員が言われますように、現在、庄司川流域につきましては、この流域のほとんど全てを庄司川で分担しているところでございます。そのため、最下流であります柳橋地区については、非常に大きな、今回被害を受けたというふうなことで認識をしております。今後につきましては、その対策について、必要なことについて協議して、対応してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

明星寺川流域で巨額の財政出動をして、今回水害を軽微にとどめることができた。一方で、少子川のほうはほとんど手がつかないで、まともな財政出動もやらずに今回の大水害になったという点で言えば、29年度までの本市の浸水対策への財政出動について、よく考える必要があるのではないかというふうに思うんです。それを促す上で今から質問していくんだけど、この写真を見てください。この写真は7月6日午後5時30分ぐらいに遠賀川方向から撮影したものです。これは柳橋、集中豪雨でたびたび浸水してきた柳橋公民館は、7月6日の午後4時ごろまでは、浸水は過去に経験のある浸水水位、ほぼ1メートル程度であったわけですがけれども、雨も小雨になり、浸水水位が下がり始めていたわけですがけれども。その後、午後4時ごろから1時間程度で過去に経験のない、浸水水位2メートルを超える事態となりました。市はこの異常浸水、急速な水位の上昇を把握しているか、お尋ねします。

○土木管理課長

地元からの声は聞いておりますが、数値的な検証はできておりません。

○川上委員

地元からの声は聞いているということです。そこで、排水機場の排水状況は、まともに力を発揮したかということが問われてくると思います。そこで、庄司川排水機場と庄司川水門について伺います。その機能と能力、どうなっていますか。

○土木管理課長

庄司川排水機場に設置されていますポンプの能力ですがけれども、7.5立米の2台、15立米のポンプでございます。設置年度は平成6年度に設置しております。

○川上委員

この水門が、遠賀川の水位が庄司川の水位より高いときに普通閉めるんだけど、もしこの水門が開いて、逆流した場合はどのくらいの水が入り込むかわかりますか。

○土木管理課長

現段階ではわかりかねます。

○川上委員

この庄司川排水機場、水門について、維持管理責任はどこにあるのか。どういう業務をするのか。委託費は幾らか、お尋ねします。

○土木管理課長

維持管理の内容といたしましては、運転操作及び毎月の点検、5月から10月は月に2回の点検、4月及び11月から3月は月1回の点検を実施しております。場内整備や障がい物の除去作業も合わせて行っております。また、維持管理責任につきましては、国のほうから委託を

受けておりますが、総括的には国にあると考えております。委託費用につきましては、29年度171万7200円で、維持管理業者はコースイ株式会社に委託を行っております。

○川上委員

国は、自分が設置した排水機場の維持管理の仕事を飯塚市に委託するわけですね。そうすると、飯塚市は必ず民間の業者に委託しなければなりませんか。

○土木管理課長

国から委託を受けまして、市は民間に、機械、電気、知識のある業者のほうに委託しております。

○川上委員

民間業者が実績もあれば経験もあるということなのでしょうけれども、実際に豪雨となって、浸水というときに運転を間違えば、多大な住民の生命、財産が脅かされることとなります。そういった点で言うと、この委託業者の職員の適性が問われてくると思うんです。これについては、市はどのように確認しておるのか、お尋ねします。

○土木管理課長

機械設備に精通しております業者に委託しております。

○川上委員

業者に委託しているから、どういう職員が仕事をしているかについては、市は責任を持たない、関心を持たないということになりますか。

○委員長

川上委員にお尋ねいたします。質疑が今年度の事業内容、予算に関する内容に及んでいるようですが、それは決算審査に関する内容でよろしいのでしょうか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 20

再開 15 : 20

委員会を再開いたします。

○土木管理課長

業者のほうから操作員につきましては、主任技術者届等の経歴書をつけた用紙で確認しております。

○川上委員

それは国家資格か、県の資格かいるんですか。

○土木管理課長

知識を有する者ということになっております。免許等の規定は特にありません。

○川上委員

くどいけど、いざというときに住民の生命、財産にかかわる操作に持っている、そういう仕事をする人です。それについて、業者に任せているからあとは何とかするでしょうではなくて、市として国から任されて責任を負わないといけないのであれば、民間に出すのであれば、実際に操作をする職員の適性について、委託をするのであれば考える必要があると指摘をしておきたいと思います。

それで、排水機場の運転を行います。水門の操作を行います。その報告はどのような形でされるんですか。

○土木管理課長

操作員のほうから操作記録等をいただきまして、こちらから国のほう、国土交通省の遠賀川河川事務所のほうに提出いたします。

○川上委員

今の話だと、飯塚市ではチェックはしないということですか。受け取ったら国に渡すというだけですか。

○土木管理課長

当然、市のほうでも操作の記録をチェックいたしまして、国のほうに提出しております。

○川上委員

それがきちんとチェックできているかどうかということが、今回も問われていると思います。その上で、先ほど短い時間に急速な水位の上昇があったか聞いたかと言いました。市としては、住民の方から聞いたと思うけど、市としてはチェックをしましたか。

○土木管理課長

チェックの方向としましては、内水位、外水位のチェックを30分ごとに連絡を受け、市のほうでチェックしております。

○川上委員

それで、そういうチェックだけでよいかということは今後考える必要があると思います。今回の場合は、私が情報開示請求で入手した排水機場運転記録を見れば、3時の時点で14.69メートル、6時の段階で15.62メートル、ほぼ1メートル以上、上昇しているわけです。急速な水位の上昇が、住民の訴えだけではなくて、あなた方がきちんと運転記録をチェックする習慣があれば、急速な水位の上昇というのは確認できると思うけど。チェックしていないですか。

○土木管理課長

排水機場からは30分ごとに電話で連絡が入ります。そのたびにチェックはしております。

○川上委員

それはいいんです。私が言っているのは、国から委託を受け、お金を一緒に受け取ります。そして、市から業者にお金を出します。仕事があります。報告があります。この報告をどのくらいきちんとチェックしているかということを知っているわけです。その中の1つとして、今言ったように、3時から6時の間に運転記録の中でも、1メートル近い急な水位の上昇があったということがわかるのではないかということを知りたいわけです。そこで、この急な水位の上昇について、これまでの浸水対策、やれたところ、やれていないところあるんだけど、それとの関係で、どこに問題があるのか、どこが課題なのかということを考える必要があると思います。上流部に遊水池がなくてやれるのかというようなことも考える必要があります。地元の方は1時間のうちに1メートルくらい上がったというふうに証言しています。そしてこうも言っているんです。1時間に1メートル水位が上がるということは、雨が降るということだけに理由を見つけようとすると、時間雨量1ミリメートルということになるので到底考えられないと、もちろん。それで、被災者は納得のいく説明を求めているわけです。市としては、これまでの浸水対策事業が適当であったか、どういった点で不足していたのか、厳密に考える検証の過程だと思えますけれども、現段階では、この異常な水位の上昇、何に要因があると。これまでの、国、県、市の浸水対策事業との関係で要因を見ているか、お尋ねします。

○土木建設課長

現段階では、浸水要因といたしましては、これまでの平成15年、21年の雨が、短時間で集中的に降る雨でございましたが、今回の豪雨につきましては24時間雨量が過去最大、そして遠賀川の水位も過去最高を記録するというふうなことから、こういったことからの記録的な豪雨であったことが主な要因というふうに考えております。ただ、先ほど質問委員の言われましたように、ミリメートルが降らないと、ということにつきましては、こちらの流域については10平方キロメートル以上がございます。そこに雨が降りますと、今回の浸水面積が13

9ヘクタールぐらいを考えておりますので、100倍に膨れ上がるというふうになります。そうしますと、今言った千ミリメートルだといいますと、10ミリの雨でもそういった浸水深さになるというふうに考えられます。これはあくまでも計算上のことでございます。

○川上委員

今のは、計算上のことはいいけど、天候のせいだと、降雨のせいだというふうに言われているわけですね。それもあるかもしれませんが。でも、ポンプがあるわけですから。先ほど、排水機場のポンプは、出水期は2回点検しているということでした。だれがどのような形で点検しているんですか。

○土木管理課長

先ほど申しました、操作管理委託を受けました業者のほうで点検、それから国のほうで4月にことしは点検を行っております。

○川上委員

コースイ株式会社が点検をしたということですか。それと、国は国の業者がしたということですか。国の業者、どこですか。

○土木管理課長

国のメンテナンスをされている業者はクボタと聞いております。

○川上委員

そうすると、くどいけど国が市に業務委託します。市が業者に委託します。一方の、市が委託した業者は月1回チェックする。国の業者も入ってくる。これ、同じチェックをするんですか。別々のチェックするんですか。国の点検のほうは細かな点検までしているということになります。今度1号機と2号機、ポンプ2台とも最も頑張らなければならない、水位が急上昇している4時から6時、7時にそのころにともにオーバーヒートして停止しています。こういう場合は、今のようなシステムとの関係で言えば、だれの責任になるんですか。市が発注した、委託した業者もチェックする。国が委託したクボタはより丁寧にチェックをかけたというわけでしょう。それが2台とも、1番頑張らなくてはならないそのときにオーバーヒートとかで停まるわけでしょう。だれが責任を負うようになっているんですか。

○土木管理課長

先ほども申しましたとおり、国から委託は受けておりますが、総括的には国であると考えております。

○川上委員

市の責任はないということですか。

○土木管理課長

基本的には、責任は機械の停止の件については、責任はないと考えております。

○川上委員

オーバーヒートが大事なときに起こってしまうようなチェックしかしていなかったということですか。点検するでしょう。コースイが点検します、クボタが点検します。その結果は、飯塚市は報告をどのように受けるようになっているんですか。

○土木管理課長

報告書が毎月提出されます。そこでチェックしております。チェック項目がありますのでその内容について上がってきた分をいただいております。

○川上委員

そこでもう少し、そここのところを聞きたいんだけど、国土交通省遠賀川事務所のまとめによると、川島水位観測所、勘六橋の流域の雨量は、時間雨量10ミリメートル台が5時間ぐらい続いた後で、ほぼ午後1時から3時ごろまで40ミリメートル台が2時間、さらに20ミリメ

ートル、30ミリメートル、20ミリメートル台と推移して、午後6時ごろには再び10ミリメートル台になっているわけです。庄司川流域だけを調べることはできませんでしたが、住民の感覚では過去に経験のない豪雨だったというほどではなく、かえって小雨だったという認識です。先ほど言われたように、例えばということと言われたけど、10ミリメートルでも1メートルの水位が上がりますと言われたけれど、そしたら長い間、柳橋は水害をこうむってきたところだから、10ミリメートル程度の雨はいつでも降っているわけです。そしたら、そのとき浸水していたよりもさらに1メートル、1時間程度で浸水したことがあるかという、そんなことがないわけです。ですから、そこは検証の一つだと思いますが、庄司川流域だけを調べることができないんですけど、この間、川島橋水位観測所は川島橋から下流160メートルぐらいのところにありますけれども、午後1時ごろ氾濫注意水位3.60メートルから急上昇して、16時15分ころには氾濫危険水位5.4メートルを超えて、18時には計画洪水水位6.086メートルをさらに超えて、結果として18時40分にピークを迎えるわけです。このとき計画洪水水位を7.4センチメートル上回っているんです。センチメートルの単位で遠賀川を守る攻防というのが展開されたということがよくわかります。一旦、3時ごろには、遠賀川の水位が上がりはじめただけで、庄司川がどうだったかという、排水機場ポンプ1号機は14時55分から17時の間に運転停止でしょう。続いて2号機が15時30分から16時50分まで停止し、一旦復帰するけれども、17時52分から18時15分の間に再び運転停止するんです。このポンプ停止による柳橋地区の浸水水位の上昇について、国土交通省が地元の方々に4センチメートル程度の影響があったと判断しているというふうに言ったそうです。オーバーヒートと言いますが、1号機は朝から8時間10分、2号機は5時間30分しか働いていないんです。このくらいでオーバーヒートするような排水機場のポンプを、飯塚市が扱っているわけだけど、委託を受けるときにそもそもこのポンプは大丈夫ですかという、そういうことを言うことはないんですか。契約書1本で受けているわけですか。

○土木管理課長

先ほどの繰り返しになるとは思いますけども、点検時では異常がなく、そのような状態が起きることは考えておりませんでした。

○川上委員

国というか、遠賀川事務所の大野さんと飯塚市長、片峯市長の間の契約行為があるわけですよ。その段階で、日ごろから点検していますというだけではなくて、契約を交わすときにきちんとしたオーバーホールというか、そういう点検をする必要があると思います。そこで、異常浸水、急速な浸水、1時間に1メートルというんだけど、この写真です。これには映っていないけれども、この川の中ほどに水流ができたのを目撃している方がおられるんです。つまり、水門のほうから庄司川上流のほうに、庄司川はもちろん見えません、逆流しているのが見えた。そして、それは上流部に行くと堤防のパラペットがありますけど、それを超えて津島の集落のほうに、その方は津波のようにと言われましたけど、押し寄せてくると。一方で、庄司川の北側に村下水道という農水路があります。ここは水位が少し低いんです。かなり低いんです。この村下水道のほうにも逆流していくのが見えたというわけです。そこで、その状況は、被災された方の証言もあるけれども、河川監視カメラで確認ができるのではないかと思うんですけども、河川監視カメラは、本市は何台、どこに設置しているのか。記録はどのくらい保存するようにしているか、お尋ねします。

○防災安全課長

本市における河川監視カメラの台数でございますが、16カ所です。内訳としましては、市が設置している分13カ所、国が設置している分3カ所となっております。また、データの保存期間につきましては、現在のところ3カ月ほど保存をしております。

○川上委員

29年度に監視カメラを新たに設置したことがありますか。

○防災安全課長

29年度には設置したことはありません。28年度に9台、システムの設置の改正をしております。

○川上委員

今どのくらいの期間保存するかと聞きましたら、3カ月ということでした。そうすると、例えば今言っている庄司川の監視カメラの記録も3カ月、つまり10月6日以降、廃棄するということでしょうか。

○防災安全課長

現在のところ3カ月で廃棄するように考えております。これは国、県、市で検証作業をしている真っ最中です。8月31日でしょう。9月26日でしょう。さらに続くでしょう。そのときに、7月西日本豪雨被災の河川の状況を把握したデータが13カ所、一斉に10月6日に消えるということになるんだけれども、やっぱり消すんですか。

○防災安全課長

河川監視カメラに直結している部分につきましては、データの保存が3カ月ということで、防災安全課のほうで、別枠でCD-Rなりデータの保管というのは考えております。

○川上委員

過去に例のない災害があったことですから、3カ月でなくすだとか、廃棄するとかいうのはあり得ないと思うので、改善する必要があると思います、今後。それから、被災者が証言しているこの逆流というのは、この監視カメラで映像を確認することはできませんでしたか。

○土木管理課長

カメラのほうで確認はいたしました、画像で逆流していたかという判断はできませんでした。

○川上委員

実は、私は同じものと思いますけど、当日の15時から18時までの180枚の1分間に1度とった写真のデータをもらって、パソコンで早送りしました。そうすると、アニメーションのように動きが見えるんです。4時半から6時ぐらいまでの間に逆流を確認しました、私としては。また、別の機会に争いたいと思いますけど、この逆流が認められないということであれば、監視カメラがおかしいということになるでしょう。1分に1枚のこま撮りで浸水対策に寄与することができるのかということになります。だから、監視カメラのありようについても検討する必要があるのではないですか。それから、逆流があるということになってくると、どこから来るかという、一番考えられるのは、水門が開いていて、そこから遠賀川の水が入ってきているということが考えられるわけです。この水門が開いたということになってくると、報告書と矛盾があります。報告書は一昼夜全閉、閉まっているということになっているんです。しかし、逆流があるということになってくると、水門が開いていたのではないかということになります。そのことについては、業者に確認していますか。本当に閉まっていたかと。

○土木管理課長

確認しております。開けることはありません。

○川上委員

当日の水位がどんどん上がっていった、まさにそのときに、午後3時10分ごろと6時ごろに水門が開いていて、水が庄司川のほうへ流れ込んでいるというその状況を目撃したという方がおられます。それについて、市に通報が入る仕組みはなかったのか、電話して。そういう仕組みについてどうか、お尋ねします。

○土木管理課長

通報の確認はいたしました、記録としては残っておりませんでした。

○川上委員

これが遠賀川の中から見ただけの水門の様子なんですけど、ここにヨシがいっぱい入ってきているでしょう。これは、庄司川のほうに流れ込んでいこうとする水に引きこまれて、こういう姿が生じたのではないかというふうにも思うわけです。これを見れば、水門が開いていたのではないかという疑問は深くなるんですけど、皆さんは報告書だけを見て、現実は見ないチェックの仕方だと思われませんか。

○土木管理課長

庄司川排水機場のほかにも同じような現象の排水機場を、ヨシがたまっているような状況を確認しております。

○委員長

川上委員に申し上げます。残りの質疑時間が1分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

学頭のことだと思います。学頭のほうには、上流にはたまっているけど、下流にはたまっていないんです。下流の側にヨシがたまるというのは、相当な吸引力が働かないとたまらないと思います。そこで、最後ですけども、1時から遠賀川水位が急速に上昇し、2時間後の3時ごろには避難判断水位4.70メートルを超えて、ほぼ1時間後の4時15分には氾濫危険水位を超え、市長が同時刻に避難を促すメッセージ、アナウンスで、防災無線で流しました。この時期です。17時41分に1号機と2号機が運転再開していたんですけども、遠賀川事務所長、大野さんから、電話で片峯市長に、排水機場のポンプを停めるかどうかの判断をしてもらいたいという連絡があったと、市長から伺ったことがあります。そして、その4分後、17時45分に再び片峯市長は避難を促すメッセージを防災無線でアナウンスしました。そして、その7分後に、17時52分ですけども、2号機が運転停止をするんです。この間、18時から19時10分の間、計画高水位を超えているんです。この間に逆流も確認されているんですけども、ポンプは2機とも停まっている。17時30分と18時ころには、水門が開いて水が流れ込んでいるのを目撃したという証言もあるわけです。これらの事実を含めて、異常気象の特徴、それからハードの浸水対策、ソフトの防災対策、3つの視点から今回の異常浸水を分析していくことが重要だと思います。市長がポンプ場のポンプを停める権限まで委ねられているのかどうかということ。それから、遠賀川事務所長から何と言われたのか、正確にここで説明してもらいたいと思います。このことは、今後の被災者支援、それから浸水対策事業にとっても意義の大きいことだと思いますので、市長の答弁を求めます。

○委員長

川上委員に申し上げます。質疑時間が終了しております。市長の手が挙がっておりますので答弁させますけど、その後はございませんので、よろしくお願いいたします。

○市長

7月6日、17時41分に、遠賀川河川事務所の所長から私のほうに直接電話連絡がありました。内容といたしましては、遠賀川の水位が計画高水位に達しており、これ以上水位が上昇すると危険な状態になり、堤防が決壊する恐れもある。そういう状況の中で、排水機場を停止するという判断を行う場合があるので、それはご承知おきいただきたい。また、停止という判断を行うときには、再度連絡をして協議しますというようなものでございました。幸いにも、そのような状態の一手手前で雨が小康状態になりました。尋ねられておりませんが、それぞれの、国の、つまり河川事務所の役割、そして市の役割、同様な状況になったときにどう対応す

べきかということ、河川の形状、降雨量、そしてポンプの位置、排水機量等々分析して、事前に、今後きちんと対応についてマニュアル化していく。それも必要なことだというように考えておるところでございます。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、総括質疑を終結いたします。執行部より答弁の訂正の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。先ほど、ケース会議の答弁の中で、参加機関の一つを子育て支援センターと誤って申し上げました。正しくは、障がい者基幹相談支援センターでございます。申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○委員長

訂正についてはご了承をお願いいたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承をお願いいたします。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

これより、特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては会計ごとに行い、まず「認定第2号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入、歳出は一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号平成29年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成29年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括での質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括での質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成29年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括での質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成29年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」

を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成29年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第10号 平成29年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成29年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第12号 平成29年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。次に、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですから、財産に関する調書及び基金運用に関する調書に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は会計ごとに行います。

最初に「認定第1号 平成29年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第1号 平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べますが、第1に住民の暮らし応援という視点、第2にむだ遣いはないかという視点、第3に市政運営における不透明感はないかという3つの視点に、さらに防災・浸水対策への財政出動が適切であったかどうかについて指摘するところがあり、今回認定を認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成29年度飯塚市一般会計歳入歳出の決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成29年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第2号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。理由の第1は高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけてい

ることです。第2に、それによって正規保健証を交付せず、資格証明書や短期保険証を渡して医療を受ける機会を抑制していることでもあります。よって認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成29年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成29年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第3号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、反対の立場から討論を行います。高過ぎる介護保険料に加えて、自己負担の増大によって高齢者が苦しんでいます。よって、この認定を認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成29年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第4号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」に反対をいたします。これは、高過ぎる保険料を押しつけて、こともあろうに滞納した高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は、到底認めがたいのであります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成29年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成29年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成29年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成29年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認

定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「認定第6号 平成29年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対であります。理由は、公営競技に民間への一括委託はなじまないからであります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成29年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成29年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成29年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成29年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成29年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成29年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成29年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成29年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「認定第10号 平成29年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」に反対であります。理由は、市民に多大な負担を押しつけて造成した鯉田工業団地にかかわる歳出入があるからであります。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成29年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成29年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思います。昨年度に引き続き、9月の定例会に決算審査を実施しましたが、限られた時間の中で非常に中身の濃い、充実した審査内容であったと思います。また、委員の皆さんにご協力をいただきまして、2日間で審査を終えることができました。ありがとうございました。

執行部の皆様におかれましても、通常の業務多忙の中、短い時間で資料作成から答弁準備まで対応していただき、非常にご苦勞様でございました。

さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望がございました事項につきまして、執行部におかれましては、この意をくんでいただき、次年度の予算や今後の施策への反映について十分検討、協議いただき、より一層ご尽力を賜りますようお願いいたします。

これもちまして、平成29年度決算特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。